

# 平成19年第5回防府市議会定例会会議録（その4）

平成19年12月12日（水曜日）

## 議事日程

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

## 出席議員（28名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	藤 本 和 久 君
3番	山 根 祐 二 君	4番	斉 藤 旭 君
5番	横 田 和 雄 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	木 村 一 彦 君	8番	重 川 恭 年 君
9番	松 村 学 君	10番	伊 藤 央 君
11番	河 杉 憲 二 君	12番	大 村 崇 治 君
14番	山 本 久 江 君	15番	平 田 豊 民 君
17番	藤 野 文 彦 君	18番	高 砂 朋 子 君
19番	安 藤 二 郎 君	20番	今 津 誠 一 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	久 保 玄 爾 君
23番	山 下 和 明 君	24番	馬 野 昭 彦 君
25番	深 田 慎 治 君	26番	山 田 如 仙 君
27番	中 司 実 君	28番	田 中 健 次 君
29番	佐 鹿 博 敏 君	30番	行 重 延 昭 君

## 欠席議員（1名）

13番 三 原 昭 治 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部 部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、三原議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、河杉議員、12番、大村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は28番、田中議員。

〔28番 田中 健次君 登壇〕

28番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は偽装請負についてであります。この問題については、9月議会での一般質問でも取り上げました。しかし、労働行政での請負は民法の請負だけでなく、業務委託など民法の準委任も含むものであることを教育委員会が十分に理解しないため、十分な議論ができませんでした。また、10月の一般・特別会計決算特別委員会での審議の中で、市

の他の業務での偽装請負も明らかになるとともに、この12月議会の補正予算では、新たに水道局でも偽装請負となる業務委託を新たに始めようとしてされており、偽装請負に対する市の取り組みに不安を覚えます。そこで、以下5点について質問をいたします。

第1に、中学校給食センターについてお伺いいたします。9月議会の一般質問では中学校給食センターの偽装請負について、教育委員会の答弁は「一連の業務を民間業者に任せるとは考えておりません」というものであり、労働行政での請負は民法の請負だけでなく、業務委託など民法の準委任も含むものであることを理解しない答弁でした。11月に開催された教育民生委員会の所管事務調査では答弁内容を修正され、学校給食の調理は専門性のあるものであり、労働省の告示第37号を満足しており、偽装請負には当たらないとの趣旨でした。

しかし、学校給食の調理は学校栄養職員が作成した献立と作業工程表、作業動線表に基づきされるものであり、専門性のあるものとは言いがたく、偽装請負の状況と考えられます。そこで、今後、どう解決するのか、再度質問いたします。

第2に、小学校給食の民間委託についてであります。来年4月から華城、中関の2つの小学校の給食民間委託を進めるための準備経費が12月議会の補正予算に計上されています。しかし民間委託となれば労働法上の請負となり、給食センターと同様の問題があります。また学校栄養職員の指揮命令を受ければ偽装請負となり、これまで行われていた味つけや日常的な安全衛生点検ができなくなり、給食の質の低下が懸念されます。

そもそも現在の小学校給食は直営とはいえながら、給食調理員のうち正規職員は各校一、二名で、臨時職員等で国の定めた定員をカバーする状況で、かなり合理化し、退職者を新規採用した方が民間委託より当面は経費削減になるという状況です。当面1年間、給食の民間委託を延期し、この間に再検討してはどうかと思いますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

第3に、一般・特別会計決算特別委員会で指摘した箇所についてお伺いいたします。市行政の中では、これまで偽装請負については全く意識されず、さまざまな業務委託に際して請負と労働者派遣の区分の基準である労働省告示第37号を参考にされることはありませんでした。そのため正しい請負とは言えないもの、偽装請負があちらこちらに見られます。そのうち決算特別委員会で指摘した図書館の貸出・返却業務、介護保険包括支援センターの委託職員、悠久苑の管理、公営施設管理公社による道路補修、ロープウェイの乗客ガイドと運転員について、新年度にどう是正していくのか、市のお考えをお伺いいたします。

第4に、その他の部署での偽装請負の調査はどう進んだのかお伺いいたします。9月議会の御答弁では、「今後、担当部と協議し、調査したいと考えております」というものでしたが、その後の調査はどう進んだのかお伺いいたします。

第5に、水道局が計画している業務委託についてであります。水道局では夜間、土日、休日の当直業務を新年度から民間業者に委託するため、12月議会の補正予算で債務負担行為と関係経費が予算計上されています。

ところが、委託する業務の内容は送水・配水施設の監視業務など平日の昼間に水道局職員が行っている業務と同じで、同じ監視システムを委託業者と水道局職員が使うなど、業務の独立性が見られません。これでは業務委託契約の形式をとっても「故意に偽装されたもの」として労働者派遣に該当し、偽装請負と言われるものとなります。水道局は労働省告示第37号の請負と労働者派遣の区分基準を研究され、今、計画している業務委託を撤回すべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、保育所の民間移管についてであります。公立保育所の民間移管については、9月3日の市議会全員協議会で三田尻保育所と西須賀保育所の2園を平成21年4月から民間移管すると報告され、初めて具体的な計画が明らかにされました。その後、2園を保護者への説明会が9月10日、11日と10月24日、25日に行われました。しかし私たち議員も随分急なスケジュールという印象を受けましたし、当事者である保護者の方々ももっと驚かれたことと思います。

市立保育所2園民間移管のこれまでの経過を簡単に振り返ると、市が議会や保護者に適切な情報提供をしなかったと言わざるを得ないものとなっています。すなわち市は既に3年前の平成16年12月22日に、文書で防府市保育協会に三田尻保育所と西須賀保育所の2園を民間移管すること、土地は無償貸与、建物・備品は無償譲渡するというのを市の方針として示しています。これについては議会にも、市民・保護者にも何の情報提供もありません。

また、ほぼ1年前、昨年12月19日に内部の伺文書で、防府市保育協会が受託法人を選定した後の対応について、「市立保育所民間移管の基本方針」及び「西須賀・三田尻保育所の民間移管スケジュール」により行うことを決めております。これについても何の情報提供もありませんでした。さらにことし3月20日には、防府市保育協会から市に2園の受託法人を決定した旨の報告がされていますが、これも5カ月以上表に出されませんでした。

こういう行政の進め方では、議会軽視、市民無視と言われかねないのではないのでしょうか。市立保育所の民間移管について、この点についての行政の反省がなければ、保護者

の理解は得られないと思います。以下、3点について具体的に質問いたします。

第1に、三田尻保育所の保護者アンケートではほとんどが反対であり、計画を中止すべきではないかということについてであります。三田尻保育所では保護者への1回目の説明会後に、保護者自身がアンケートをとられました。その結果、配布数66のうち43回収し、民間移管に対しては「賛成」ゼロ、「どちらかと言えば賛成」ゼロ、「どちらかと言えば反対」23、「反対」17、「どちらでもない」2、「無回答」1というもので、ほとんどの回答者が民間移管に反対をしております。

ところで、第3次行政改革後期計画では、市立保育所の民間移管について、保護者の同意を得ることは重要な条件なので、必要に応じ説明を行うとしています。現在の状況では、保護者の同意を得ることは困難ではないかと思えます。計画を中止、または延期すべきではないかと思えますが、市の御見解をお伺いいたします。

第2に、それでも民間移管するのであれば、保護者と児童の保育所選択の法的利益を考え、五、六年かけて段階的に移管すべきではないのかという点についてお尋ねいたします。平成9年の児童福祉法の改正により、それまでの措置による入所方式から、保護者が各保育所に関する十分な情報を得た上で、入所を希望する保育所を選択して、申し込みに基づき、市と保護者が利用契約を締結する仕組みに見直されました。

近年、保育所選択の法的利益が各地での保育所廃止・民営化をめぐる裁判で認められてきています。入所時における保育所の選択は、その後の一定期間にわたる継続的な保育の実施を当然の前提としており、保育期間中に選択した保育所を廃止することは、保護者の有する保育所を選択し得るとの法的利益を侵害するとしたのは、昨年5月の横浜市立保育所廃止をめぐる横浜地裁判決であります。また、ことし2月の神戸地裁判決でも保育所選択の法的利益に触れられ、保育所廃止の仮の差し止めが認められました。

防府市が保護者の同意がないにもかかわらず民間移管するのであれば、五、六年かけ段階的に民間に移管する方法を検討すべきではないかと思えますが、市の御見解をお伺いいたします。

第3に、保護者、受託法人、市の三者で協議を行い、協議がまとまるまで覚書を結ばないようにはすべきではないかということでもあります。昨年12月に策定された市立保育所民間移管の基本方針では、「重要事項については調整後、合意書を取り交わし、その後の協議で必要となる事項については覚書で対応する」としています。議会に示された民間移管スケジュールでは、受託法人との協議調整は7月からこの12月までとされ、12月に覚書が結ばれるような記述がされています。保護者との十分な協議が進まず、同意が得られない状況で市と受託法人の間で覚書が結ばれるようなことになれば、ますます混乱し、行

政不信を引き起こすことになると思います。

したがって、保護者、受託法人、市の3者がじっくり協議できるような環境づくりをし、協議を進め、まとまるまで覚書を結ばないようにすべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、保育所の民間移管についての御質問にお答えいたします。

保育所の民間移管につきましては、財政状況等勘案する中で、限りある財源で効率よく良質のサービスを提供しようとするものでございます。

まず、民間移管を中止してはとのことですが、今申し上げたようなことに従って、これまで開催いたしてまいりました説明会において、保護者の皆様からさまざまな御要望や御意見をいただき、それらにつきましては保護者の不安を払拭するために可能な限り御要望に添えるよう受託法人と協議をいたしてまいりましたし、その回答につきましても民間移管への御理解をいただくため、保護者の皆様へ配布いたしているところでございます。

防府市のこれまでの保育水準を維持し、子育てしやすい環境を整備していくことは極めて大切なことと認識いたしておりますので、今後も受託法人とともに保護者の御理解が得られるよう最大限の努力をいたしてまいりたいと存じます。

次に、段階的に移管すべきではないかとのことですが、これにつきましては、いろいろな手法があると考えられます。これまでも保護者の不安は保育士等職員が入れ替わることによる児童への影響が主なものと言われておりますので、こうした不安を払拭するため、防府市では1年間をかけて合同保育を行うことといたしました。

引き継ぎの保育士については、市職員の保育士とともに各クラスへ1名を配置し、移管後それぞれの保育所で継続して保育を行うことにいたしております。さらに、この間には公立保育所の行事や保育内容を受託法人へ引き継ぎをいたしますので、児童への影響は小さくなるものと考えており、平成21年4月からの移管を目指してまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

覚書についてでございますが、これにつきましてはこれまで保護者の方にも御説明いたしておりますように、移管に関する基本的な考え方についての覚書でございます。なお、合同保育を行う中で保護者、受託法人、市とで随時協議を行い、受託法人と市との覚書に

反映いたしてまいりたいと存じます。

また、保護者の集会場所についてでございますが、保育の業務や施設を管理する上で支障がないということであれば、保育所の使用についても前向きに検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、水道事業管理者、教育次長、総務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 基本的な問題の再質問に入る前に、確認のためお聞きをさせていただきます。

最後の合意書、覚書ということですが、スケジュール表では12月に覚書ということになりますが、今のようなお話だと、まだ基本的なことを重要事項について取り交わす合意書というのはまだ取り交わしていないということになるのでしょうか、ちょっとお聞きをいたします。

それから覚書は、合同保育の中であるということは、合同保育は来年4月から実施するわけですから、覚書というのは実際は来年4月以降、合同保育をする中で保護者との協議によって、話されたことに基づいて取り交わされると、こういうことになるということでしょうか。この2点をまず覚書と合意書の関係でお聞きをしたいと思います。

それから、保護者、受託法人、市がきちんと協議できるような環境づくりということで、保育所の使用について、業務に支障がない限りで前向きに検討されるというお話を御回答いただきまして、その点については完了いたしたいと思います。

これまでは、保護者の方がアンケートを配るにも保育所の外でやってほしいと、あるいは保育所の保育士さんを通じて、配布は困るといような市の対応であったわけです。そういうことで、同じように例えば小学校、中学校のPTAなどでは、学校を通じて文書を配布するというようなことが当然のようにされておりますけれども、保護者の会のいろいろな行事といいますか、そういった意見の取りまとめだとかいう集まりを持つ、そういうことの案内の文書も園を通じて配布していただくということができるのか、この辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、今の御質問にお答えいたします。

まず、合意書なり覚書でございますけれども、これにつきましては覚書そのものは基本的なものでございますので、来年4月から開始いたします合同保育までには基本的な事項については交わりたいというふうに考えております。ただ、先ほども市長の方からお答え

をいたしておりますけれども、合同保育の期間の中で、保護者の方、それと受託法人、市との協議の中で形にすることが必要なものにつきましては、また、その覚書に対する修正としての反映をさせていきたいというふうに考えております。

また、その次に、アンケートの配布等について、保育士等ができるのかということですが、これにつきましては、保護者の方と市の方でしっかり協議をさせていただいて、支援できることがあれば協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 最後の文書の配布ですけれども、行政が民間移管を円滑に進めようとするれば、最良のパートナーとして話ができる環境づくりが必要だと思っておりますので、ぜひその辺は前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それで、市の方が昨年にまとめられた「市立保育所民間移管の基本方針」では、重要事項については合意書を取り交わし、その後の協議で必要となる事項については覚書で対応するというような基本方針の文書にはなっているんですが、合意書は取り交わさなくて、基本的な覚書とややそれに付随するような覚書というような形に考え方を修正されたということでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） そういうことでございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 先ほどの市長さんの答弁に関する補足的なというのか、そういうことの質問はそれで解明されましたけれども、もう少し基本的な問題を少し議論させていただかなければならないと思うんですけれども、1つは、防府市立の保育所が果たしてきた役割というものがあろうと思います。それは1つは、一番最初、議会の全員協議会で説明されたときに私が聞いた中身でもありますけれども、障害児の保育について公立保育所が担ってきた役割が大きいということです。

平成18年度、昨年度の障害児保育の実施状況調査によりまして、特別児童扶養手当支給対象実障害児数、この中で症状が重いという方が1級ということになるわけですが、1級の方が全部で8人、市内の保育所で保育を受けておられますが、そのうち公立が4、私立が4、公立が5園で4人、私立が17ですか、それぐらいの園で4人という形で公立保育所の障害児保育のそういったウエートというのは高いわけです。そういう意味で、改めて三田尻保育所などが果たしてきた役割は大きいと思うんですけれども、もう一度この点について、障害児保育だとか、そういった観点で計画を考えることがないのかど



うか、これが1点目の質問です。

それから2点目が、ここ二、三年、あるいはもっとさかのぼってもいいんですが、市民や保護者への情報提供とか広報がどうであったのか、私はもうこれがほとんどされてこなかったというふうに思うわけです。そういうことで私自身も全員協議会で「えっ」というような気持ちを持ったわけですが、この辺についてどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、まず1点目の障害児保育についてでございますけれども、障害のあるお子さんを抱えておられる保護者の御苦労というのは、十分承知をいたしております。市といたしましても、障害児施策の充実に取り組んでおりまして、市全体の子育て支援策として取り組む課題であるというふうに考えております。

民間保育所の特別事業等で支援が必要であればいろいろ方法は考えられますが、一人ひとりを大切にできる保育ができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、情報提供の件でございますが、これにつきましては、平成13年の行革答申後は市広報に載せておりました。しかしその後、合併協議で中断をいたしましたために広報等はいたしておりませんでした。平成16年12月に移管先保育所を2園としてからは、平成17年度からは入所式や進級式で保護者の皆様へお話をするとともに、ホームページの行政改革についてのお知らせの中で、平成17、18年の行革の実施状況を載せております。

したがって、これからについてでございますけれども、できる限りホームページ、あるいは市広報等の媒体を活用いたしまして、民間移管につきまして御理解いただけるよう情報提供いたしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 以上のような形で非常に市民、あるいは議会、保護者への広報というものがされてこなかったわけです。ちなみに市広報についての掲載がどうであったかということを調べましたので、この場で御報告させていただきたいと思いますが、13年にそういった行革の答申が出ると、平成14年12月1日の市広報に「行政改革のお知らせ」ということで推進計画、実施計画をお知らせいたしますという形で、市立保育所については、14年度が検討、15年度から18年度が条件整備という形で、平成14年12月1日の市広報が最後なんですけれども、これ以来、これでいくといつされるのか、条件整備だけしか書いてないわけですから、その計画というものが市民に知らされてこなかったんだろうと思います。その後、行政改革委員会が設置されました、あるいは

行政改革の実施状況についてというような形で、17年、それから18年、行政改革委員会から、今度、別の項目の答申が出ましたというようなものがあったりしておりますけれども、保育については一切触れられておりません。

それで、平成18年4月15日以後、防府市集中改革プラン、防府市集中改革プランというのは「第3次行政改革後期計画のスタートに向け、既に行政改革大綱を策定し、全庁挙げて行政改革に取り組んでいたところであり、この防府市集中改革プランは防府市第3次行政改革後期計画に基づいて具体的な取り組みを集中的に実施するため数値目標を設定したもので、計画期間内に達成できるよう職員の総力を結集し云々」とあって、実施期間が17年度から21年度まで、今の年度も入っているわけですが、この中には保育所の民間移管ということは計画として盛り込まれておりません。盛り込まれていないんです、平成18年の防府市集中改革プランには。

私もこういう市広報を見ておりましたから、保育所の民間移管ということは棚上げになったのではないかというふうに安堵しておったわけですが、それが突然ことし9月15日の市広報、これは議会の全員協議会が行われた後ですが、防府市行政改革のお知らせで出てくると。

確かに、今言われたように、行政改革のホームページに出ている後期計画の実施状況が18年7月報告の実施状況では、これは議員の皆さんもこれまで何回か配られて、見たことがあるかもしれませんが、80何項目だったのですかね、その中の1つでそういったことが小さな字で書かれております。私自身もいろいろ資料を調べる中で、ここで西須賀、三田尻という言葉が出てきましたけれども、17年度の実施状況では西須賀、三田尻という言葉が出てくるんですが、1年後、18年度の実施状況にはもうその言葉が出てこないというような状況で、非常にこういった問題がこそとやられていたという感じが、私はしてはならないわけでありませう。

そういう対応が行政の中にあっただのではないかと、この点については猛省を求めなければならぬと思うんですが、昨年12月のこれは伺文書ですが、民間移管対象保育所の受託法人決定後の対応についてということの中で、市立保育所民間移管の基本方針（案）というのがあって、7番目、「その他（1）保護者への説明会を十分に行う」、これはいいわけですね。「なお、保護者への外部からの影響を避けるため市民団体等への説明は別に行う」、普通行政の中の文書でこういうことを堂々と書くような、私は常識がちょっと信じられんのですが、その中に民間移管スケジュールがあって、「市民団体等への説明、必要があれば開催」としてあります。

ところが議会に示されたスケジュール表には、市民団体等への説明というのがカットさ

れているわけです。保護者に対する説明表のスケジュール表でもこういうものはカットされる。行政が内部でこそそそっと決めようとしたんじゃないかということが思われるわけです。

ことし9月10日の保育所民間移管に関する保護者説明会についてという伺いにも、いろいろ当日の議事次第というのか、説明会のあれが書いてあって、参加者保護者（一般の方はお断りする）と書いてあります。こういった行政の体質が今回のようなことになっているというふうに思いますので、この辺はぜひ反省をして公平、透明な行政、あるいは市民を行政のパートナーシップとして迎えるという、そういった基本的なスタンスに欠ける対応であったということを反省していただきたいと思います。

それからもう一つ、時間が限られてきましたけれども、障害児の問題に触れさせていただきたいと思います。この問題は、実は平成13年に行政改革委員会の中でも議論を少しされております。行政改革委員会の第2部門（福祉部門）の会議録ですが、平成13年8月30日、市役所の会議室、あるいは実際に三田尻保育所や富海保育所に行かれているわけですが、三田尻保育所でも委員と市の職員の方のやりとりがありました。委員の方から「公立保育所だからできる保育方法はありますか」。所長が「特にありませんが、私立では障害児については軽度は受け入れるが比較的重度の保育については聞き込み等で当保育所（三田尻保育所）に希望がある」というようなことが言われております。

あるいは、第3回の行政改革委員会、これは13年9月28日ですけれども、第2回でメリット、デメリット、こういうものを示してほしいということが委員から示されております。第3回の第2部会の会議録の資料を見ますと、それに当たるようなものの具体的な資料はありません。しかしこういうやりとりがあります。委員の方から、「メリット、デメリットの整理が必要であり、議会等も説明が要る」ということが1点目で言われています。そのほかあと3件ほど言われていますが、これに対して部長が回答されております。当時の健康福祉部長。「委託となれば、別紙の資料であるが、施設改修費を除き人件費相当額として粗い数値であるが約8,500万円程度が節減となる」、これが財政的なメリットということに多分なるんでしょう。

また、障害児保育については、「公立保育所が預かる率が高い」、これがデメリットということになるんだろうと思います。「延長特別保育は、公立と民間とではおおむね同様である」と、ここはメリット、デメリットが余りないということになるわけですが、あるいはその中であと各保育所について、当時の部長が例えば富海保育所は子どもが少ないため経営上、難しいのではとか言われておりますが、三田尻保育所は模範的施設というようなことも言われております。こういうことが、行革委員会の中では議論をされております。

しかしながら、それが行政改革の実施計画になると、既に民間保育所で公立保育所と同様のサービスが提供されており、サービス低下の問題はないと思われるというような形で、こういった問題が消えてしまうということが現実としてはあるんじゃないかというふうに思います。

これから先は要望という形になりますけれども、ぜひこの辺、聞いていただきたいということがあります。1つは、市の保育所が障害児保育で果たしてきた役割というものがあると思います。そういった意味で計画そのものをもう一度再検討できないかということをお願いしたいと思います。それから、それができないのであれば、障害児保育、これまで三田尻保育所を中心に果たしてきた機能を、今後の保育行政の中でどういうふうに位置づけるのか、先ほど言いましたけれども、18年度、重度といいますか、8人のうち4人が公立保育所であるということでもあります。この辺をぜひ今後の中で進めていただきたいと思います。

それから、移行の経過的措置という形で1年間の合同保育ということがありますが、それだけでない、移行した後の経過的な、財政的な措置ということも当然必要ではないかというふうに思いますので、この辺をぜひ検討していただきたいということが2点目です。

それから3番目に、こういう形で公立と民間との差というものが1つあるわけです。そういう意味で、民間保育所への手厚い措置ということが必要ではないかということを考えております。この問題は、保育料の軽減の問題、私もこれまで何回も、といってもかなり以前になるわけですが、軽減についてお願いしてきましたが、保育料の軽減以上に私は、今回この問題を調べる中で必要ではないかというふうに思うようになりました。

というのは、国の保育単価というものが非常に低い水準に抑えられている。施設長に対しても保育単価ということで、25万3,000円、主任保育士の方で22万7,000円という形で、あと保育士が幾ら、調理員が幾らというものが出されておりますけれども、そういう形で民間保育所は非常に苦労されて、ある意味ではベテランの保育士を置けないという状況になってくるわけでありまして。この辺についての手厚い措置が今後必要ではないかということをお願いしたいと思います。以上で、この点についての質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、偽装請負について。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 偽装請負についての御質問にお答え申し上げます。

今回の水道事業におけます当直業務の委託は、通常の勤務時間以外の水道関連業務等を当直といたしまして全面的に独立制を持って民間業者に委託をするものでございます。し

たがいまして、当直業務の委託に関します議員さんの御質問でございますが、御指摘に関しては偽装請負には該当しないと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 続きまして、中学校の給食センターの調理業務等が偽装請負ではないかとの御質問にお答えをいたします。

最初に、業務委託と請負の考え方については、9月定例会におきまして学校給食センターの業務が食材の発注から購入、調理、清掃まで一連の業務委託を請負と考えておりましたが、調理・洗浄等の一部業務委託の場合でも請負としての解釈が適切であり、議員の御指摘のとおりであります。

なお、学校給食センターの調理業務等は偽装請負と呼ばれる労働者派遣ではなく、請負に当たると考えておりますが、調理業務が請負であるか、労働者派遣であるかにつきましては、区分基準が設けられております。適正な請負のための条件として、1つには、請負業者が自己の雇用する労働者の労働力をみずから直接利用すること、勤務状況の把握や労働時間の管理をみずから行うこととしており、この点については学校給食センターは請負として適切に運営が行われているものでございます。

2つには、請け負った労務を委託先から独立して処理することとして、業務に必要な資金調達と今回御指摘の機械設備が請負業者の自己負担であるか、または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理しているかのいずれかに該当すればよいこととなっております。学校給食センターは専門的な技術、もしくは経験に基づいているものに該当すると判断をしておりますので、請負として適切に運営が行われているものと考えております。

専門的な技術、もしくは経験に該当する理由といたしましては、学校給食調理業務は限られた時間内に大量の食材を定められた調理指示書のとおり調理することが要求されること、また学校給食は特に十分な安全性が求められるところであります。調理の業務委託においては、調理師等の資格を有し十分な経験を有する者を配置し、スムーズな調理業務の実施と高度の安全性を確保し、かつその調理作業は請負業者がみずから作成した調理作業工程表及び作業動線表に基づいて行うことにより、学校給食調理業務は専門的な技術もしくは経験に基づいて行われていると言うことができ、請負業務としての独立性が欠けているとは考えておりませんので、小学校給食についても同様と考えております。

また、給食調理室の衛生管理につきましては、請負業者が定められた衛生管理項目をチ

チェックし、学校栄養士がこれを確認することにより安全性を確保することとしており、請負業者の現場責任者に指導、助言することは学校栄養士としての適正な業務と考えております。

次に、学校栄養士が味見をし、口頭で味つけ調整を指示するのは違法ではないかとの御指摘でございますが、衛生的で安心・安全な給食をつくるため、学校栄養士は事前に受託業者の現場責任者と調理工程及び作業確認の打ち合わせを行い、調理指示書を作成いたします。学校栄養士はこの指示書に基づき打ち合わせどおりの調理工程が実施されたかを確認するため、味つけのチェックを行い、口頭で現場責任者に感想等を述べますが、これは前日の打ち合わせ時による指示書の記載に基づくものであり、調理業務従事者への直接の指示を行うものではありません。

以上のことから、調理業務等の民間委託につきましては偽装請負とは考えておりませんので、来年度から小学校2校については計画どおり進めてまいりたいと考えております。なお、今後とも請負等を指導、監督しております山口労働局と協議をしながら、適正な業務委託を進めてまいります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 続きまして、3点目、4点目につきましては、各部にまたがっておりますので、総務の方でお答えをさせていただきます。

まず3点目の図書館の業務委託ほか4業務の是正についてでございますが、市から民間業者への民間業務委託につきましては、最少の経費で最大の効果を上げるための有力な方法の一つであると考えております。

平成13年度から全市を挙げて取り組んでおります第3次行政改革におきましても、官民の役割分担のあり方を見直し、積極的に民間委託を推進することにより大きな成果を上げているところでございます。

一方、いわゆる業務委託のあり方につきましては、近年の全国的な労働者派遣の拡大に伴いまして、派遣と請負の区分が注目され、いわゆる偽装請負という問題が浮上いたしておりますが、本市におきましては、もともと偽装という意図は毛頭なく、問題があるのであれば極力是正を図ることが基本的な姿勢でございます。

まず、図書館につきましては、窓口で市職員と委託先の職員が混在している現状を解消いたすため、新年度から資料相談、総合案内を含めた窓口業務全般を民間委託とするよう、現在、検討を進めているところでございます。

次に、地域包括支援センターにつきましては、社会福祉法人等の職員をいわゆる在籍出

向により受け入れておくことで労働者派遣には当たりませんが、公務員としての任命行為は必要と考えられますので、新年度から併任辞令を交付いたしたいというふうに考えております。

悠久苑につきましては、利用者のために必要となる消耗品、備品等を施設整備を行った市が負担することに問題はないと考えておりますが、施設管理委託という名称が誤解を招くようであれば、新年度から委託名称を改めたいというふうに考えておるところでございます。また、仕様書に書かれました斎場長の指示は、委託業者に対して行うもので、斎場長が直接、現場の委託職員に指示を出しているわけではございません。

次に、公営施設管理公社の道路補修業務につきましては、市道路課から公社職員への指示等は緊急やむを得ない場合を除きまして、既に取りやめております。また、新年度から原材料あるいは燃料等につきましては、公社で購入するよう予算計上を予定しておるところでございます。

また、ロープウェイの業務につきましては、公社職員の定年退職などにより、徐々に市職員と公社職員との混在を解消いたすという予定といたしております。

最後に、4点目のその他の部署での偽装請負の調査についてでございますが、調査の結果、公営施設管理公社に委託している他の業務につきまして、派遣と委託の区分が不明確な部分もあると思われまますので、今後、可能な限り早急に是正をしまいたいというふうに考えております。

以上、申しましたように、できるものはすぐにでも是正していくという姿勢で改善を進めてまいりますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 最初に要望だけ、今の総務部長の答弁で申し上げておきます。

1つは、図書館の窓口業務ですけれども、資料相談と総合案内もひっくるめた窓口業務と言われましたけれども、資料相談などは市の専門の司書とのやりとりということが当然必要になってくると思います。そうすれば、そこで当然指揮命令というような、これについてはこうだというようなものが生じると思いますので、資料相談あるいは総合案内のようなものはこれから外していくべきではないかということ意見を申し上げておきます。御答弁は特に結構です。

それから、悠久苑について、これは道路課と好対照なんですけど、燃料だとかそういうものは必要ないということですけども、これは先ほどの告示第37号、教育次長が具体的に答弁の中で説明をされたわけです。教育次長と私とはちょっと見解が違いますけれども、

告示第37号、労働法の認識については大筋で一致するというので、その点は9月議会とは違って安心をいたしましたけれども、悠久苑についてはどういうふうに考えるのか、専門性があるというふうに、センターの方は専門性があるから自前で調達しないでもいいと、悠久苑についてはそれはどういうふうに考えるのかということをご検討いただければ、これは資材だとか、必要なものは当然その中でしなければおかしいと思いますので、この辺、申し上げておきます。細かいことなので御答弁は要りません。

それから、水道局の方ですが、今の答弁は9月議会の教育次長の答弁のような感じがするんですが、水道局とすれば、今回委託する業務委託は労働省の告示第37号に当てはめて、それに合ったような形式にすることが必要なかどうか否か、この辺についての認識はいかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） お答え申し上げます。

当然、告示第37号の通達に当てはめて私どもは考えておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） そうすると、ちょっと理解に苦しむんですが、昼と夜と同じ場所で作業すると。先ほどわかりやすい例を1つほど出しましたけれども、ほかの業務もありますけれども、水道局入り口入ってすぐ右側に配水課の部屋があって、そこで昼夜問わずこれまで水道局の職員が水の状況がどうか、各中継所だとか、そういうことを監視業務するわけですが、それを昼と夜、同じ場所でする、またそれについては同じ業務をするということは完全に偽装請負ということになると思います。

それから2点目に、研修について、この12月議会で委託料を払うわけですが、これも費用負担を求めないような形で何かされて、歳入が予算にありませんので、委託料を払う。それから研修に委託料を払うというのがそもそもおかしいということだろうと思うんですね。それは向こうの会社の中で4月に間に合うようにやると、その中で市の水道局の施設もお借りしたいということであれば、適切な費用負担を求めてお貸しすることがあってもいいわけですが、研修にまで委託料を払うようなことはとんでもないことで、この辺もおかしいのではないかと思います。

それから、非常時の対応ということで、今どうもお聞きしますと、向こうの会社で当然対応することもあるでしょうけれども、こちらの方にも報告があるというようなことで、それに基づいて水道局の中の職員の指揮命令系で対応するということが言われておりますけれども、報告というのは例えば年間の業務報告、毎月の報告、あるいは1日の業務が終わった報告で、途中で報告を受けてするということになれば、これは報告という名前が



ついでにも、これは実質的な指揮命令ということになると思います。

そういった意味で、これは告示第37号の一番最後に書いてあるわけですがけれども、いろいろなそういうことを満足しておっても、今の場合には満足していないわけですがけれども、満足しておっても、労働者派遣法の規定に違反することを免れるため、故意に偽装されたもの、ここに偽装という言葉があるので偽装請負という言葉が使われるわけですがけれども、そういったものになるのではないかと思います。御答弁がありましたら、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 3点であったというふうに思います。

昼と夜が同じような仕事をするのであるから、これは偽装請負であるということでございます。確かに夜も当直として同じ業務をいたすことになるわけでございます。したがって、これは完全に独立した業務であるということでございますので、昼間と同じということだけで偽装請負になるということは考えておりません。特に、委託する内容を契約書にしっかりと明記いたしまして、委託者がその内容を仕様書に基づいて自己の裁量で業務を実施するというのであれば、これは問題ないというふうに思います。

先ほどの答弁が少し短かったので、補足で御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そもそも今回の告示第37号の趣旨と申しますのは、従来、これは昔でございますが、荷役だとか鉱山だとかの中で部屋制度等々あった中で、親分、子分というふうな中で、搾取だとか、中間搾取ですね、強制労働等が行われたものから引き継いだものでございまして、今回の請負が問題になりましたのは、指揮命令、それから混在があることによって、労働者の方へ過重労働、あるいは危険性を伴うような作業を生じるということでございますので、この告示の趣旨はそういったものでございます。

特に、動力の直接利用、それから自己の業務の独立性ということをやっておりますが、それについては資金でありますとか、法だとか、もしくは技術的な面を伴うものや、ただ単に労働力の提供だけではないというようなことでありまして、これをもってただ単に昼間と夜が同じであるから、これは偽装請負ということにはならないということでもあります。

それから、あと2つありますので……（「簡略にしてください。時間がありませんので」と呼ぶ者あり）はい。非常の対応でございますけれども、これは当然そこへ相手方の職員さんが赴いて私どもが後を引き継ぐということでございますので、混在の点を御心配になっておられたかというふうに思いますが、それには当たらないということでございます。

それから、研修でありますけれども、研修については労働省の方からのホームページの

中でございます、請負事業において発注者が行う技術指導ということの中で、これは許されておるといふことでございますので、簡単にいふことでございますので、中は省略させていただきます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 時間がありませんので、水道局の方は非常に告示第37号についての認識が甘いということをおきたいと思ひます。これは、平成16年の法改正のときの国会の附帯決議に基づいて、これが従来甘かったと、かつては水道事業管理者のような認識であったわけですが、それを厳しくやるといふことが今日の認識で、それに基づいていろいろ本が出されておるわけですが、そのことを再度確認していただきたいと思ひますが、もう御答弁は要りません。

それで、時間がなくなって残念なんですけれども、教育委員会の方に、専門性のことは議論として私はちょっと違ふ見解を持っておりますけれども、それについて立ち入る時間がありませんので、学校栄養職員、いわゆる栄養士さんが味つけをするということ感想を述べると、感想を述べてそれをするといふことは、これは実質的な、名前は感想であっても、その感想に基づいて調理員さんがもう少し塩分をつけ加えるといふことになれば、それは実質的な指揮・命令になるといふことをおきたいと思ひます。

それからもう一つ、安全衛生についてですけれども、これまで市広報、あるいは学校を通じて配布したプリント、あるいは中関小学校のPTAから教育委員会に質問が出て、今までどおり、そういった安全衛生についてやっていくという回答をされております。

ところが安全衛生については、これは文部科学省の学校給食の安全衛生基準の中で栄養士さんがまず安全管理責任者になりなさいと書いてあります。おらない場合には調理員さんでもいいんですけれども、おる場合には栄養士さんがなりなさいと書いてあります。栄養士さんが日常の点検表、これはきちんとしたものが文科省のホームページを見ても、それからいろいろなものを見ても出ております。作業前に何をする、それから作業中に、調理中にちゃんと温度がなっているか、あるいは変なものが入っていないか、そういうことをチェックするような形になっております。それから、食器の洗浄についても、洗浄のときの細かな日常の点検があります。

今、委託にすれば、職員が栄養士さんと調理員さんが混在するといふことができないわけですから、栄養士さんがそういった作業をしているときに、日常的な点検ができなくなるといふことが問題が生じてくるわけですが、栄養士さんがいない学校について、調理員さんだけの学校についてするといふことであれば、調理員さんが衛生管理責任者になって、それをするといふことになるわけですが、栄養士さんがおる学校については、文部

科学省は栄養士が責任者になりなさいというふうに明確に基準に書いてあるわけですが、そうしますと、基準に従えばできないということになると思います。この辺は重要な問題であって、今までどおりできるということが、そういう説明ではおかしいということを指摘したいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で28番、田中議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は25番、深田議員。

〔25番 深田 慎治君 登壇〕

25番（深田 慎治君） 平成会の深田でございます。執行部におかれましては誠意ある回答をお願いいたします。

それでは、通告のとおり質問いたします。

初めに、（仮称）ロックシティ防府の開店に伴う交通安全対策でございます。皆様御存じのように、カネボウ跡地に大規模商業施設ロックシティ防府が来年、平成20年3月の開店を目指し急ピッチに工事が進んでおります。約10年前、株式会社ミスターマックスが株式会社カネボウよりこの土地を取得し、都市計画道路環状一号線開通後、工事着工すると予想されておりましたが、その後、株式会社カネボウが買い戻したという経緯があります。都市計画道路環状一号線が開通した後は、このカネボウ跡地は大型スーパー業界にとって出店最適地であったのかもしれませんが。

現在、建設中のロックシティ防府も、都市計画道路環状一号線の開通により交通アクセスが整い次第建設に着工すると思っていたわけですが、思ったより早い着工となりました。施設の概要につきましては、大規模小売店舗内の店舗面積合計が約2万4,000平方メートルで、来客用駐車台数は約2,000台、開店時間は一部24時間営業の施設があるほか、午前10時から午後10時までで年中無休の複合施設が建設されると聞き及んでおります。

このような大型施設が新たに建設されますと、周辺地域にさまざまな問題が生ずると思われませんが、今回は特に交通安全対策について以下の4点をお聞きいたします。

まず第1点目、都市計画道路環状一号線の開通へ向けて、工事の進捗状況や工事終了予定はどのようになっているのでしょうか。

第2点目、周辺地域の交通量が増加することは目に見えていますが、小・中学生の通学路や歩道の整備、施設周辺の横断歩道、信号機等も必要になってくるかと思いますが、これら安全のために必要な施設の設置計画はどのようになっていますでしょうか。

第3点目、防府市はロックシティ防府に対して、その敷地内に整備されるであろう歩道や道路の整備について、どのような行政指導をされてきたのかお聞かせください。

最後になりますが、特に交通渋滞が心配される国府中学校東側の市道岸津1号線南側の主要地方道防府環状線の交通渋滞解消の対策はどのように考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、防府市斎場悠久苑での携帯電話の使用について質問いたします。悠久苑は平成15年4月1日に供用開始されました。火葬場の利用状況は平成16年度が1,341件、同17年度は1,237件、同18年度1,256件とのことでございます。また、葬儀及び通夜の斎場利用状況は、平成16年度が1,834件、同17年度は1,831件、同18年度1,757件営まれてまいりました。以前の施設がかなり老朽化していたこともあり、悠久苑は市民はもちろんのこと、市外、県外の利用者からすばらしい斎場ですねと好評を得ております。大変うれしいことであります。

しかし、このすばらしい施設において、公共施設としては一つだけ納得いかないことがございます。それは悠久苑内では携帯電話が使用できないことです。最初は葬儀は厳粛な儀式だということで、意識的に電波を遮断しているのではないかと、または山に囲まれた地形のために電波が届かないのか、どちらかだと思っておりました。

昨年、公表された総務省の報道資料によりますと、携帯電話は平成18年9月末の加入契約数は約9,381万加入で、人口普及率は73.4%とのことです。実際に利用される年齢層等考慮しますと、1人が1台携帯電話を持っているといってもよいこの時代に、悠久苑内では携帯電話を使用することができません。緊急の連絡をとろうと思ったが電話がかけられなかった。市外の方に葬儀会場を連絡しようとしたがつながらず、葬儀に間に合わなかったというような不満の声も耳にしております。

都会では、地下街やトンネルの中でも携帯電話を使用できる場所があります。なぜ悠久苑では携帯電話を使用できないのか、その理由をまずお聞きしたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 25番、深田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、ロックシティ防府の開店に伴う交通安全対策についての御質問にお答えいたします。

大型店舗ロックシティ防府が来年3月オープンする予定でございますが、市内及び市外からたくさんの人々が来店、帰宅されるため、地域の皆様がふだん生活道路として利用されている道路を通過することが予想され、交通渋滞や交通事故の発生、特に帰宅時間帯と

重なった場合等、大変不安を感じておられることは、市としても十分理解しているところでございます。

そこで、まず防府環状一号線の開通状況についてでございますが、新築地町から市道戎町沖ノ原線（旧国道2号）までの間については、当初平成23年度の予定でありましたが、たび重なる要望活動の結果、平成21年度に供用開始の予定となっております。

次に、防府環状線（県道58号線）の小・中学生の通学路、歩道の確保、横断歩道及び信号機の設置の件でございますが、交通安全上、必要な箇所については対策を講じていただくよう、山口県道路管理者及び山口県公安委員会へ要望してまいります。また、山口県道路管理者では、店舗側との協議の中で、この路線の右折レーンは2カ所以内とするよう指導されております。

次に、ロックシティ防府に対する歩道、道路整備等の行政指導についての御質問でございますが、大型店舗の開店に際しましては、関係機関と開発協議（計画段階）をすることになっており、市との協議ではロックシティ防府南側道路、店舗予定地と新築地町間の道路でございますが、その約190メートル間の道路幅員について、5メートルから7メートルに拡幅するよう、また残り50メートルの区間については幅員を9メートルとし、そのうち2メートルは歩道の設置、横断歩道の設置、カーブミラーの設置及び車道と歩道の区画線の引き直し等を指導いたしたところでございます。

さらに、市道岸津1号線（国府中学校東側）と主要地方道防府環状線（国府中学校南側）の交通渋滞の対策についての御質問でございますが、この2路線はいずれも道路幅員が狭く離合が難しい状況でございます。拡幅を行えば交通渋滞も多少緩和できると考えますが、現状は家屋が連たんしていることから困難と考えておりますので、御理解賜りたく存じます。

一方、店舗側であるロックシティ防府としては、店舗の出店に伴い交通量調査として旧国道2号の天神入り口交差点、無法松の前でございます。及び国分寺入り口交差点、ヤクルト前でございます。県道防府環状線、立場釣具店前でございますが、その3交差点の調査、また店舗予定地から半径5キロメートル圏内の日交通量、ピーク交通量の調査も実施され、現状把握されておられます。

その分析の結果、3交差点とも十分な処理能力があり、来店、帰宅経路の設定についても周辺地域の交通状況の影響が最小限になるような新築地方面、旧カネボウ方面、及び江川沿い方面の3ルートを設定した交通処理計画報告書が山口県公安委員会へ提出されております。この報告書を踏まえ、山口県公安委員会では歩道部分に縁石の設置、ポストコーンの設置や交差点警戒標識、または路面表示すること等をロックシティ防府へ指導してお

ります。

今後のことですが、開店後には交通実態の調査として、当店舗計画周辺の平日、休日の交通実態状況のピーク時間帯に交通シミュレーションを行い、主要道路に与える影響を検証することになっております。

以上のように、ロックシティ防府から交通安全対策に関する報告書が山口県公安委員会へ提出されており、地域の皆様にも説明されると聞いております。

議員御指摘の件につきましては、さきに行われました勝間地域の懇談会でも御説明いたしましたが、今後、市といたしましては、交通安全対策上、懸念されることがあれば、関係機関と協議しながら、ロックシティ防府に必要な対応策を講じるようお願いしてまいります。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 25番、深田議員。

25番（深田 慎治君） それでは、4点ほどロックシティ開店に伴う交通安全対策について質問いたしましたが、1つずつ第1点目から再質問したいと思います。

まず第1点目の都市計画道路環状一号線、私たちは湾岸道路と呼んでおりますが、新築地、魚市場からJR本線を乗り越えまして、牟礼南小学校北側で右折、東側ですね。また北側へ直進でなかなか時間がかかったように思います。交通網整備促進対策特別委員長の報告では、国道2号との接続を計画していますので、県に対して真っ直ぐ北に上る路線を要望していくと報告を聞いておりますが、まずそのあたりについてお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの牟礼南小学校から国道2号、通称パイパスへの連結ルートについての決定についてお答えいたします。

これ、都市計画道路の環状一号線は、現在、牟礼南小学校から東へ向かって国道2号へつながる路線でございます。それとは別に都市計画道路今宿上木部線という牟礼南小学校から北へ向かって国道2号につながる路線がございます。これは平成22年度末には牟礼南小学校までの整備が完了する予定ですが、申すまでもなくこの路線は市内の交通や物流を改善する上で、また牟礼地区の交通渋滞の緩和や利便性の向上を図る上においても大きな役割を果たすことから、市といたしましても、今後さらに県に対し要望を続けながら、北へ向かうルートの早期整備に向けて取り組みたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、深田議員。

25番（深田 慎治君） 今、部長の答弁の中でありましたように、北へ向かう直進の

方向ということであります。計画よりも早くなっているようでございますが、都市計画道路環状一号線が開通すれば、ロックシティ防府周辺の交通渋滞の緩和にも寄与すると考えております。県事業でありますので、市で云々とはいかないと思いますが、早期完成を目指すように県に対して強く要望していただくようお願いいたします。

第2点目でございます。ロックシティ防府ではボーリング場、隣接してパチンコ店など娯楽施設なども建設されると聞いております。ロックシティ防府の東側、岸津苑側と南側海側の3方向から3つほど出入り口ができる計画になっているようでございます。今、答弁がありましたように、まだ都市計画道路環状一号線も開通しておりません。私が一番懸念するのは、カネボウ跡地の北側です。駅側といいますか、勝間小学校寄りですが、この北側の県道58号線は幅員が10メートルあります。私たちはカネボウ通りと呼んでおりますが、そちらの方に車が集中するのではないかと考えております。

先ほどロックシティも3点の交差点の数を数えて大丈夫だという報告があったようでございますが、このカネボウ道路の幅員が10メートルもあります。今、給食センターとロックシティの区間に私は横断歩道、または信号機が1つか2つぐらい要るんじゃないかなと、道幅が約10メートルあるわけですから、そのように考えております。

先ほど報告がありましたが、これも県道でございますので、県の公安委員会とよく協議をしていただいて、事故がないように、横断歩道、また信号機をつけるならできるだけ早くつけていただいて、事故がないようお願いしたいと思っております。

行政指導はどうかという第3点目でございますが、ロックシティ防府の敷地内の行政指導であります。これは私個人の考えであったのですが、周りに防府市道東築地1号線というのが、昔は海だったので堤防が残っておりますが、その市道をロックシティの土地を提供していただいて拡幅をしていただくという、それに歩道もつけるわけですが、そういう個人的な思いがあったわけですが、今、先ほどの答弁を聞きまして、外周の市道東築地1号線、その道を拡幅なり歩道の整備をしております。ロックシティ防府の事業者の考えもあり、敷地と市道の間には水路もあるようでございます。防府市といたしましてはそれなりに指導し、整備してきたと思っておりますし、これは了解したということで再質問は行いません。

4点目でございます。この4点目が一番気になっておったわけですが、勝間地区、牟礼、松崎地区の方はわかるかもしれませんが、市道岸津1号線といってもどこだろうかなという思いの議員もいらっしゃるかもしれませんが、国府中学校東側の市道岸津1号線、この道路は変則的にカーブしておりまして、途中に墓がある道路でございます。旧国道に通じております。この市道岸津1号線が現時点でも5時過ぎから大変渋滞する市道でございま

す。これは渋滞するというよりも、変則にカーブしておりますので、入る車もわからないまま入ってきて、立ち往生するような市道でございます。

このロックシティ防府の開店によりまして、この道が大渋滞を起こすんじゃないかと、そのような気がしてしょうがないわけですが、市の対応策はどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの市道岸津1号線の具体的な交通渋滞の対策につきましては、環状一号線が供用開始されれば交通緩和ができるものと考えておりますが、平成21年度の完成予定でありますので、交通渋滞や交通事故の発生が予想されることは御指摘のとおりでございます。

また、この路線はカーブが連担していることから、早急な拡幅は困難であります。ロックシティ防府からの交通処理計画書の中で来店、帰宅の3ルートが設定されております。この3ルートの中で交通量の多いものは、先ほどカネボウ前の10メートル道路と言われましたが、あちらの方から入る交通量とカネボウ沖埋立地の港橋を通過して沖の埋立地から入る、この2ルートが交通量を多く配分されております。

だから、この岸津1号線部分につきましては、少ない交通量で誘導されるという処理計画になっておりますので、計画にのっとった交通安全対策をするよう申し入れてまいります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、深田議員。

25番（深田 慎治君） 答弁で大体わかりました。

お金があれば拡幅が一番理想かなと思いますが、確かに家屋が連たんしておりますので、相当な資金が必要かと思っております。個人的には、時間帯で一方通行などの手段もあるのではないかなと考えますが、なかなか難しい道路だという答弁でございますが、この市道岸津1号線ですが、ロックシティ防府が開店して1週間、2週間は車が増えて大変になるかと思っております。それはしょうがないなと思うんですが、それ以後、この岸津1号線を注意深く監視していただきたいと思っております。それで十分渋滞しないように、検討していただく必要があると思っております。

これで終わりますが、ロックシティ防府の開店に伴い、地元住民の方々は大変交通安全対策について心配されております。地元及び近隣の説明会においては、十分納得いくような説明会を開いていただきたいと思っております。以上で、ロックシティ防府の交通安全対策については終わります。



議長（行重 延昭君） 次は、斎場での携帯電話の使用について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、防府市斎場悠久苑での携帯電話の使用についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、斎場での携帯電話の使用につきましては、駐車場周辺での通話は可能でございますが、建物内に入りますと使用することができず、斎場利用の皆様大変御迷惑をおかけいたしております。

まず、建物内での通話ができない理由でございますが、これは別に私どもの方が故意に電波を遮断しているわけではございません。けれども、斎場は携帯電話の中継基地局より標高の高い場所でございます。かつ山間部に位置するため、基地局より見通しがなく電波が届きにくい位置でございます。そのため施設内での通話ができないのではないかと考えられます。

現在は、1人が1台の携帯電話を持っていると言われております。議員御指摘のとおりでございます。さまざまな通信手段に利用されている時代でございますが、携帯電話が使用できないと大変不便でございます。そのため私どもにも斎場利用の皆様方から、携帯電話が使えないけれどもどうにかならんのかというような苦情が多く寄せられております。

携帯電話の通信状況の改善につきましては、各携帯電話事業者の範疇にございまして、市といたしましては、直接対応することができない状況ではございますが、斎場利用者の利便性向上のため、建物内においても通話が可能となるよう携帯電話各事業者へ改善の働きかけを行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 25番、深田議員。

25番（深田 慎治君） 今の部長の答弁で何も言うことはございませんが、再質問させていただきます。

今、駐車場のところで携帯電話が通じると言われましたが、そういう話は聞くんです。ただ、どこかは知らない人がほとんどだと思っております。また、場所が場所ですから、携帯電話が通じないこともいいのかなという思いも個人的にはしております。

今、部長より、山に囲まれて電波が届かないという答弁でございました。今や携帯電話は1人1台、若者の間では2台持って1台は友達、1台はこうというふうに2台を使い分けて電話料金を安くするというような、そのような時代でございます。若い人は携帯がなくなったら私は生きていけない、そういうようなことを言っておりますが、葬儀や通夜の最中に携帯電話が鳴るのは大変迷惑なことですが、電源を切るなりマナーモードにする、これが大人のマナーだと考えております。

携帯電話が使用できるためには、防府市単独でできるものではなく、先ほど答弁がありましたように、携帯電話の事業者ですか、大手が3社くらいあるかなと思っておりませんが、その事業者の協力なくしてはできないわけでございます。

携帯電話の事業者も費用対効果といいますか、いろいろな考えもあるのではないかと、その辺は素人の私にはわかりませんが、そのように思っております。防府市も携帯電話の事業者に対して協力できることは十分協力して、悠久苑内でいつでもどこでも携帯電話が自由に使用できるようになればと思っております。

斎場利用者も単純計算いたしますと、年間6万から8万人が利用されていると思うんですね。その方も、自由にどこでも電話が通じれば、素晴らしい斎場であります。より満足感を与えられるのではないかと、そのように考えております。

答弁はもう要りません。防府市から携帯電話の事業者へ携帯電話が使用できるようになるために力強く要望して、早急に電話が通じるようお願いしたいと思います。

これは要望で終わります。以上、よろしく願いいたします。以上、質問を終わります。  
議長（行重 延昭君） 以上で25番、深田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は18番、高砂議員。

〔18番 高砂 朋子君 登壇〕

18番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

第1項目目、産科医不足の対応について質問いたします。少子化が大きく取り上げられて、さまざまな施策が講じられている昨今ではありますが、女性が安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりが大切であるとだれもがわかっていながら、まだまだ余りにもたくさん課題があるのが現状です。

昨年、そしてことし、奈良県で起きました妊婦のたらい回し、そして死亡という大変痛ましい出来事は、その背景にある深刻な産科医不足とそれに伴う病院の産科撤退の実態を看過できない問題と、強く印象づけました。

出産は昼夜を問わず、また出産直前には予想外の異変が発生することもあり、産科医の勤務は不規則で激務がつきものとなるにもかかわらず、その上、医療事故が起きると訴訟リスクが高いのが現状です。こうした要因が重なって、近年、医師の産科離れは加速する一方でございます。少子化時代の中で5年後、10年後には産科医の高齢化、後継者不足が追い打ちをかけ、事態の深刻化は避けられません。

山口県内は6つの総合地域周産期母子医療センターを軸に、地域の診療所と連携した情

報共有や緊急時の搬送ルールが策定されており、妊婦のたらい回しのようなことは起きないと聞いておりますが、現在、分娩不能の自治体は2市9町に上り、若手産科医の輩出、育成など、将来を見据えた中長期的な対策と現下の産科医不足に対応した当面の対策等確立していく必要があります。その環境づくりを主導するのは、確かに国の責任ですが、ただ国の施策を待っているのみでは解決の糸口にならないのではないのでしょうか。

現実、市内においても、新しい生命は毎日のように生まれています。そのいとおいしい生命が不安のない、温かくて優しい環境の中で誕生しているかどうか、そこに私たちの目を向けなくてはなりません。お産に対してさまざまな不安を抱えておられる市民の皆様に対して、今後市として、果たして何もできないのでしょうか。また何もなくてよいのでしょうか。そこで以下、5点にわたって質問をいたします。

1点目、現状を踏まえての対応について。本年、3月議会においての同僚議員の質問に対し、市といたしましては、議会にも御協力をいただき、今後国・県に対して不足が深刻化している産科医等の医師確保と適正配置について強く要望してまいりたいとの御答弁でした。市内においては、分娩のできる民間産科医院が2医院となり、あとは県立総合医療センターのみとなったこの状況に対して、これまでに具体的に講じられてきたことがあればお聞かせください。また、市として市内産科医などの関係者との協議をどのように行っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、県立総合医療センターとの連携について。県立総合医療センターは市内のお産のできる産婦人科減少により大幅に増えた妊婦さんへ対応するため、県中心の周産期母子医療センターとしての機能を果たしつつ、本年6月から経産婦中心に週3回の助産師外来を始めておられ、来年度よりは助産師による分娩を検討中と聞いております。市内に県の施設があり、さらに充実されていくことは、私たち不安を抱える市民にとって大変ありがたいことではありますが、市は市として明確なスタンスを持ってこの問題に対処していくことは大変重要だと思います。その意味からも同センターとの連携は大変重要になってまいります。これまでどのような連携をとってこられたのか、今後はどのようにお考えなのかをお聞かせください。

3点目、助産師の活用について。専門医と適切な連携を図るとともに、妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための周産期医療ネットワークにおいて、助産師の積極的な活用と育成という動きは、今後の産科医不足解消に大きな役割を持ってきます。市としては、助産師の活用に対してどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、また、現在の取り組みがあればお聞かせください。

前段、市内産科医との協議のことを申し上げましたが、例えば県立総合医療センターの

ように、助産師外来とまでいかないにしても、待合中に妊婦さんが助産師に何でも相談できる体制をとることができれば、妊婦さんの不安解消や待ち時間の有効活用、産科医の負担軽減などにつながるのではないかと、市の囑託として希望される医院には派遣をするという制度をつくったらどうかと思っております。今回は要望にとどめますが、助産師の活用はこれからの大きな課題となることは間違いないと思われまますので、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

4点目、安心してお産ができるための情報提供について。分娩ができる産科医が2医院になっていることさえ知らない市民の方もいらっしゃいました。また、2医院の先生方が頑張ってくださっていることも知らない方もいらっしゃる。県立総合医療センターの助産師外来のことも、セミオープンシステムのことも知らない方が多いのが現状だと思います。

お産を考えている女性だけではなく、その女性の周りにいらっしゃる方々にとっても安心してお産ができるという情報は本当に大切です。市外から引っ越してきてくださって、このまちで子どもを産み、育てようと思ってくださる方もいらっしゃることでしょ。その方たちのためにも同じです。情報発信、情報提供はさまざまな機をとらえ、行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

具体的には、毎年発行されている子育て情報マップに産科情報もぜひ載せていただきたいと考えておりますし、せっかくの市広報も使っていただきたいと考えております。市としてのお考えをお聞かせください。

5点目、緊急搬送が必要なお産の対応について。今後は市内の産科が予約でいっぱい、かかりつけが周辺の市になる方も次第に増えていくという事態は十分考えられます。お産は何が起きるかわかりません。核家族化も進み、周囲に手助けができる人がいない場合もあります。心配される事態が起きたとき、緊急搬送が必要になる場合もあり得ると思いません。

そこでお尋ねいたします。かかりつけが市内の場合は問題ないと思いますが、市外の場合はどのような体制になるのでしょうか。また、緊急搬送中、車内でお産ということも考えられますが、万が一だとは思いますが、その場合はどのような対応をされるのでしょうか。「1人の命の重さは地球より重い」と言った方がいらっしゃいます。命の尊さを見つめ直さなければならぬ時代、命の誕生に不安や悲しみがあってはなりません。あるとすれば、それを精いっぱい取り除いてあげなければならぬと思っております。どうか前向きな一歩前進の施策をよろしくお願いいたします。

第2項目目、食の安全について質問いたします。ことし1年、特に最近では連日のように、私たちの生活の身近なところで、特に人気の高かった商品や特産品における偽装表示や、

消費期限、賞味期限の改ざんなどの問題が相次いで明るみに出ました。それらの報道で食品の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、食の安心・安全に対する意識が高まっています。

世論調査機関の社団法人中央調査社は、本年9月、食の安全をテーマとした調査結果を発表いたしました。それによると76%の人が食品に不安を抱いていることがわかりました。明るみに出た食品偽装は氷山の一角ではとの声も聞かれます。今こそ子どもたちから高齢者の方々まで一人ひとりが監視役、消費者モニターとなって食品、食材にしっかり目を向けなくてはなりませんし、自己防衛が今ほど必要な時代はないかもしれません。

偽装発覚はほとんどが内部告発とのことですが、従事者も消費者一人ひとりであるわけですから、世の中全体が大きく取り上げれば取り上げるほど、食品の安全性に意識が高まれば高まるほど、私たちがやっていることはこれでいいのだろうかと本来のあるべき姿に立ち返ることが、芋づる式で内部告発につながっているということでしょうか。不正が暴かれて真実を知るたびに、消費者に対する愚弄であると怒りもわいてくるとともに、明るみに出ることによって食品の安心・安全の規律が保たれてほしいと切に願うところです。

食べ物は一度口に入れると「あ、それ、食べてはいけないものでした」と後から言われても取り返しがつきません。明らかに人間の体は、自分の手で口に運んだものでできていくということです。あらゆる食材が加工され、すぐ手に届くところにあふれるほど並べられている現在、果たして口に運んだ食品が安全なものであるかどうか、私たちは疑いもせず日々の食生活を重ねているわけです。食事という基本の大切さが失われており、社会全体の食育の必要性があるのではないかと強く思っております。このような背景から、食の安全について質問をいたします。

1点目、安心できる食生活への情報提供について。このような現状の中、毎日の食生活を欠かすことのできない消費者に対して、いかに自己防衛をし、安心できる食生活を送るために具体的な情報を提供することは必要なのではないのでしょうか。その第一歩として、ぜひ市民に向けた講座や広報を使って発信していただきたいと考えておりますが、そのお考えをお聞かせください。

また2点目として、小・中学校給食材料の安全性確保について。小・中学校のセンター方式、自校方式、合わせて約1万人の児童・生徒の給食材料の安全確保についてお尋ねいたします。前段申し上げたように、人間の体は自分が口に運んだものでつくられていきます。食育の重要性が叫ばれておりますが、教育の現場での給食の使命は大変大きいと考えます。その入り口とも言うべき食材の選定には、慎重の上にさらに慎重を期していただきたいと思っております。

そこでお尋ねいたします。センター方式、自校方式ともにどのような方法で食材の安全

性を確かめられているのか、具体的にお聞かせください。児童・生徒に何か起きてからでは遅いというのが実感ですが、こういった時代だからこそ、どのような状況になっているのか、安易に見過ごしているところはないか、チェック体制の強化、安全性確保のための研修体制の確立が急務なのではないでしょうか。市当局のお考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、産科医不足の対応についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の現状を踏まえての対応についての御質問でございますが、少子化が進行する中、市民の皆様が安心して出産できる医療体制を整備することは極めて重要な課題であります。過酷な勤務環境や多発する医療訴訟等により、全国的にも分娩を取り扱う医療機関の減少や産科医の不足が社会問題となっております。

本市におきましても、現在2つの産婦人科医院と山口県立総合医療センターの3カ所ではお産ができない状況になっており、本年2月に山口県市長会において決議されました「産科医等の医師確保と適正な配置に関する要望」は、全国市長会中国支部で緊急特別決議がされ、全国市長会での決議を経て、国に要望されております。

また、市内の産婦人科医に現状への対応策等について御意見をいただいているところでございますが、何分にも医師の確保等の体制整備につきましては、本市のみでは解決しがたいのが現状でございます。引き続き国・県へ必要な対策について要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の県立総合医療センターとの連携についての御質問でございますが、御存じのとおり、県におかれましては、平成18年1月から周産期医療の拠点施設として、総合周産期母子医療センターを設置され、24時間対応可能な周産期医療システムの構築により、安心して出産できる体制を確保されております。

この運営につきましては、重症患者の受け入れに支障が生じないように分娩予約制による適切な病床管理とともに、妊婦健診を開業医が行い、出産を病院が担うセミオープンシステムを採用されています。また、妊婦健診での混雑解消と医師の負担軽減を図るために、本年6月から予約制の助産師外来を開始されており、さらに正常分娩の介助等を助産師が行う院内助産所についても検討されていると伺っておりましたが、昨日の県議会で、可能な限り早急に設置したい旨の見解が述べられており、意を強くいたしているところでございます。

なお、市といたしましては、従来から身体的、精神的、経済的不安の強い妊産婦さんにつきましては、県立総合医療センターと連携をとりながら、御本人の意思と御同意を得て、訪問や相談を行っておりますことを申し添えます。

3点目の助産師の活用についての御質問でございますが、現在、嘱託の助産師を雇用し、妊娠、分娩等に不安を抱かれておられる妊婦さんや、出産後の育児不安が強い母親の訪問などを積極的に行って、不安の解消に努めております。

次に、4点目の安心してお産ができるための情報提供についての御質問にお答えいたします。妊娠届の際に、産前産後の健康や子どもの健全な発育を守るため、母子の一貫した記録となる母子健康手帳を交付しております。このときを妊婦さんと最初に会う大切な機会ととらまえ、安心して妊娠期を過ごしていただけるように、保健師が保健指導を通じて情報提供を行っております。

その際、各種の健診や予防接種、小児科や歯科医等の医療機関、幼稚園や保育園など、保健、医療、福祉の情報を記載した子育て情報マップをお渡しして、妊婦さんから好評を得ております。今後も訪問や相談など、さまざまな機会をとらまえて、なお一層適切な情報提供及び妊娠時期からの支援に努めてまいりたいと存じます。

5点目の緊急搬送の必要性があるお産の対応についての御質問にお答えいたします。市内において妊婦の診察ができる病院等は8施設あり、そのうちお産のできる医院等はさきに答弁いたしましたように3施設でございます。市内からの妊婦の緊急搬送につきましては、原則として患者情報を有しているかかりつけの医院等を優先にしており、市内、市外にかかわらず救急救命士が産科医に連絡をし、受け入れ確認をした後、搬送しております。

また、市内には県内の5地域周産期母子医療センターの中核となっております総合周産期母子医療センターが山口県立総合医療センター内にあり、妊娠満22週から生後7日未満までの周産期における緊急時医療が24時間体制で整備されております。

消防本部では、市内の産科医院、病院において突発的な事態があった場合、転院要請により医師等の同乗のもと、同センターに緊急搬送しております。

また、搬送途上においてお産の事態となった場合は、必要に応じて車内積載の出産用具であります分娩パックを用いて、分娩の知識を習得している救急救命士が分娩介助に当たり、へその緒の処置をし、新生児を保温しながら搬送することとしており、本年は2件の事例があり、いずれも母子とも健康に生活しておられます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 55分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、18番、高砂議員の一般質問を続行いたします。

18番（高砂 朋子君） お昼を挟ませていただくことになりましたが、よろしく願いいたします。先ほどは御答弁をありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、現状を踏まえての対応についてということでございますけれども、産科医不足に対しては国へ引き続き要望していくという御答弁でございました。市の現状をつぶさに把握していただいて、それを要望にしっかり組み入れていただき、御要望を引き続きよろしくお願いいたします。

市内の産科医との協議に関してでございますけれども、具体的にどのような御意見を市としていただいているのか、またどのような御協議がされているのか、差し支えなければ教えていただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

健康増進課の方で、先ほど市長の答弁にもありましたように、産科医の方のところへ伺いまして、何か方策があるかとか、どのような点が問題なのかということでお話を伺っているのですが、結論はこの厳しさについては、根本的な部分での対策がされないと大変じり貧になっていくのではないかとというようなことを先生がおっしゃっています。

以上です。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 協議ということですから、大変なんだということで終わってしまっただけでは、今後はいけないのではないかと思います。例えば、協議の中に里帰り出産の方は受け入れていただけますでしょうか、こういったことも協議に上げていただきたいと思います。この点に関してはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 里帰り出産ということでございますけれども、これにつきましても事前に主治医の先生をどういうふうにするかという、妊娠初期からのお医者さんとかかわりの中でどんな選択をされるかという場合があると思いますけれども、可能なものであれば対応していただけるのではないかとこのように考えております。



議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 先ほどというか、朝方ですけれども、ある先輩議員さんがふるさと出産は非常に大切だとおっしゃってありました。こういった大切なことこそ協議に上げていただいて、大丈夫ではないかという安易なお話で終わるのではなくて、しっかり里帰り出産の方もお願いをするという姿勢を保っていただければと思っております。

2点目ですが、県立総合医療センターとの連携についてでございますけれども、県立総合医療センターとしての体制は御説明をいただきましたので了解をいたしました。市内の妊婦さんの約6割の方が出産されるようになったことに対して、本年6月からは週3回の助産師外来を始めておられる。また、先ほど市長の方からもいよいよ院内助産所の開設とのお話も詳しく御説明をしていただきました。大変ありがたく喜ばしいことだと思えました。

また、県総での出産前後、不安を抱えておられる心配な方は、本人の了解を得て市の保健師が家庭訪問を実施しているというお取り組みにも大変感謝しております。大きな安心につながると思います。それで、同じ質問ですけれども、県総においても里帰り出産が可能かどうかということも協議の際にはお話に出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど御答弁の中にも言葉として出てきましたけれども、セミオープンシステムのことをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） セミオープンシステムといいますのは、先ほど答弁にもございましたように、出産されるまでについては、開業医の婦人科の先生が担当していただき、出産そのものについては県立総合医療センターでしていただくというのが基本的な方式でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） なぞるようですけれども、このセミオープンシステムのいいところは、分娩ができる産院は2つしかないけれども、市内にあるほかの産婦人科の先生方の御協力を得て、診察はそちらの方でしていただき、出産に関してはいよいよ県総の方というシステムになっているということで、大変皆様には御安心いただけるシステムではないかと思っております。このことを知らない市民の方もたくさんいらっしゃいますので、もっと多くの市民の方に知っていただくべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、実績として、何人の方がこのシステムを利用されたか、もしわかりましたら教えてくださいいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） このオープンシステムについてPRということですので、これは今の母子手帳等を交付するときに十分お一人お一人に説明をさせていただきたいと思います。

2点目のこれを利用された方というのは、実態としてはこちらの方ではつかんでおりません。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） このセミオープンシステムのことも大きな安心につながることですので、母子手帳交付のときにしっかりと情報の一つとしてお話をさせていただくようによろしくお願いをいたします。

3点目の助産師の活用について質問をいたします。産科医不足の対応に今大きく注目されているのが助産師の育成、そして助産師の方々にお力を借りることだと思います。そこに今の厳しい現状を少しでも打開できるのではと、全国的にも未就労の助産師の復職を支援する市や、これは横浜市でございますけれども、助産師外来、分娩を積極的に推進する産院の増加など、さまざまな方策が検討、実施されております。畳の分娩室設置も見直されてきているようでございます。

そこで、何点か御質問をさせていただきますが、市内の助産師の実態を教えてくださいいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

市内におられます助産師の方の数につきましては、防府健康福祉センターが調査をされておりますけれども、これは助産師として就業されている方しか調査の対象になっておりません。したがって、有資格者全員の方の把握はちょっと困難な状況でございます。

なお、統計データによる就業助産師の方の数につきましては、データがちょっと古うございますが、平成16年度の保健統計では35名いらっしゃいます。このうち28名が医療機関に勤務していらっしゃいます。1名の方は助産所を御自分でなさっています。残りの方はその他の行政機関におられるということでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 就労者の助産師の実態はよくわかりました。ほとんどが病院

関係、医療関係にお勤めで、助産師として御活躍をいただいているということですね。

それから、その他6名ということは、教える側、行政の方のお仕事をされているということで、未就労の方というのはわかりにくいという御答弁でございました。万が一未就労の方で働きたい、私は助産師の資格を持っているけれども今からしっかり働いていきたいという方がいらっしゃるかもしれません。そういった方たちへ何かできないものかということも考えているわけですが、未就労の方で働きたいと思っていらっしゃる方がいらっしゃったとすれば、どのようにすればいいか、お答えいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

未就労の方で就業したいという御希望がある助産師の方につきましては、山口県看護協会のナースバンクへ登録をいただきまして、あとは登録に対しまして求人される病院等との雇用条件等、御本人の御希望とが一致すればこれは就労することが可能であるというふうに思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 了解いたしました。

また次に、現在、家庭訪問をされている嘱託の助産師さんが1名いらっしゃるということですが、市内には大変優秀な保健師さんも妊婦さんの家庭訪問をされておられるわけですが、周産期においては専門分野でもあり、今後、助産師の増員の必要性も出てくるかとは思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

現在、1名の方に健康増進課の方でいわゆる助産師の資格を持っていらっしゃいますので、お仕事をいただいております。この辺につきましては、業務量とその指導内容とか、全体を勘案しまして、もし必要があるものであれば、また研究なり、検討していく必要があるのではというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 核家族化も進みまして、周りに助言をする方たちがいない中で妊娠の不安の大きさというものは計り知れないものがあります。そういったことから、保健師さんとまた助産師さんとの連携で、安心して出産に臨めるように、助産師の増員もよろしくお願いをいたします。防府市の助産師さんの力を大いに期待していますと行政が声を大にして叫んでいけば、私もと手を挙げてくださる方がいらっしゃるかもしれま

せんので、よろしく願いをいたします。

最近、私はある若い女性と知り合いました。結婚、妊娠の報告を受け、さまざまな声を聞くことができました。かかりつけは市内の産院、まだ働いている彼女は半日休をとって診察に行くわけですが、受診する妊婦さんでいっぱいだそうです。「待ち時間が長くて、診察時間は物すごく短い」と言っていました。「初産なので不安も大きく、待っている時間に看護師に聞くと、先生に聞いてくださいねと言われる。たくさん先生に質問したいけれどもできない、結局不安を抱えて帰る」と言っていました。「でも、毎回の診察で我が子の成長を知ることができ、本当にうれしい」と、おなかの子をいとおしむようにさすっておられました。

彼女の話から、この待合室に助産師さんがいらっしゃって気軽に相談に応じてあげれば、待合の時間も有効に使えますし、お忙しい先生の負担も軽くなります。何より妊婦さんの不安解消につながります。男性にはおわかりいただきにくいとは思いますが、妊娠、出産は喜びも大きいのですが、不安もあり、本当にデリケートなことの積み重ねの連続の上にやっと成り立つものでございます。どうか助産師の増員、できれば壇上で申し上げましたように、助産師の派遣制度を前向きに研究・検討していただきたいことを強く要望しておきます。必ず必要な時代が来ると私は考えております。

それから、この項に関しての最後の質問ですが、安心してお産ができるための情報提供についてということでございます。先ほども御説明をいただきましたが、母子手帳を交付するときに情報提供、また保健指導をさせていただいたりということで、特に初産のお母さんは本当に安心されると私も思います。子育て情報マップへの掲載は充実をさせていくということで、よろしく願いをいたします。

子育て情報マップはあらゆる情報が満載しており、素晴らしいできれば、お母さんたちにも大変好評のようです。どうか安心してお産ができるためのあらゆる情報をしっかり来年度からは載せていただきたい、そのように思っております。口コミの力というのは実に大きな力があります。子育て中の女性が、「これいいわよ」と言うことによって、2人目、3人目を考えていらっしゃるお母さんが、市外から引っ越してこられた方が、その方たちの周りにいらっしゃる家族など、さまざまな充実した情報が広がっていくわけです。どうかよろしく願いをいたします。

最後と申し上げましたけれども、緊急搬送の必要性があるお産の対応について、2点質問をさせていただきます。実は、徳地にいる友人の20年も前の話でございますけれども、2人目の出産のとき、産気づいてあわてて御主人の車で防府市内の産科に向かって出発をしたのですが、間に合わなくて、何と新橋の上で産み落としました。これは事実でござい

ます。彼女はそのとき気絶をいたしまして、御主人もどうやって市内の産科にたどり着いたか覚えていないということでした。信じられないような、うそのような話ですけれども、今後、防府市から市外のかかりつけに行こうとされている妊婦さんが実際に出てきております。そういったうそのような話が今から起こらないとも限らない、そういったことを私は心配をしております。

先ほどの御説明を聞いて、周辺市やまた各病院との連携も可能であり、救急車内でのお産も対応できるということで安心をいたしましたが、お産は何が起きるかわかりません。救急車内でのお産というのはことは2例あったという御説明がありましたけれども、さぞかし妊婦さんは不安も大きかったことでしょうし、無事で生まれてきてくれてよかったと安心されたと思います。

救命士の方で対応して下さったということですが、大変失礼な言い方ではございますが、救命士の方たちで本当にお産の対応が十分でき得るものなのかどうか、私は素人でございますので、この辺を確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 救命士が出産、分娩の対応ができるかということでございますけれども、救命士になる前に救急救命士の養成所に入りまして、半年間のあらゆる対応についての教育を受けます。その中で出産ということもございます。そこで教育を受けます。そして救命士として合格いたしまして、救命士になる前に就業前研修というのがございます。これは県総へ行くわけでございますが、そこで出産、分娩のことも経験いたします。ですから、先ほど市長の答弁にございましたように、出産、救急車の中での対応でも十分できるというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。私の徳地にいる友人も自分で産み落とすというので、本当にできないことではないでしょうけれども、やはりお産につきまとう不安というものは本当に大きなものがございますので、救命士の方々にいるいるとまた御苦労をおかけしますけれども、ぜひともこの辺のことも十分承知いただいて、充実に努めていただきたいと思いますと思っております。

それから、今からは市外のかかりつけの病院を選ばれる方もいらっしゃるかもしれませんが、市内、市外ともにかかりつけの病院に優先をして搬送していく、そういった体制ができていくということでございました。私どものように周辺部に住んでおりますと、市内の病院に駆けつける、私の娘が今18歳でございますが、将来、お産の緊急搬送が必要な

場合が万が一あったとしても、そこへということで、周辺部に住んでおりますと救急車が来るまでに時間がかかります。そういった場合はどういった対応が考えられるのか、何かございましたらよろしく願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） まず、先ほどの市長の答弁にございましたように、県総が県内の中核部分となっておりますので、そこへということで、防府市内ということになりますと、そこへ搬送ということを中心に考えて、そこで対応できないということがあれば、宇部医大とか、そういったところに搬送ということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） よくわかりました。救急搬送の必要性があるお産が少ないことを望みますけれども、万が一の場合に備えてさまざまな施策をこれからも講じていただきたいと思えます。

私は本年の3月議会で、安心してお産を迎えていただくために妊婦健診の無料化の拡大を強く訴えました。昨日、同僚議員の質問に対して前向きに検討すると御答弁をいただき、一歩前進も心から喜んでおります。限られた予算の中だということは十分承知いたしておりますけれども、今回もるる申し上げましたように、命の誕生に行政としてさらに心を砕いていただき、防府市は子どもを産み育てやすいよと言っていただけのように、新年度は思いやり予算といいますか、真心予算を、未来を担う子どもたちのためにしっかりつけていただきたいと願わずにはおれません。

ここに来て、お産難民という言葉が悲しいかな生まれております。命の誕生に不安で悲しい状況があったとしたら、さまざまな知恵を出し、策を講じ、取り除いてあげていただきたい。ただただそれを願い、この項は終わります。どうかよろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次は、食の安全について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、食の安全についての項目のうち、私からは安心・安全な食生活を送るための情報提供についてという御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、食品の偽装表示や賞味期限の改ざんなど、次々と明るみに出てきておりまして、消費者の食の安全・安心に対する不信感、不安感が高まってきております。市といたしましても、市民の皆様の食に対する不信・不安を解消していただくため、毎年5回開催しております消費生活講座におきましても、食の安心・安全をテーマにした講座を年1回程度取り上げるなどの情報発信を行っております。

今年度も先日、山口県及び国民生活センターと共催で開催をいたしました第5回消費生

活講座で前全国消団連事務局長さんの日和佐信子さんという方に「安全・安心な暮らしのために」というテーマで講演をいただいたところでございます。

そのほかにも、県におきましては、健康福祉センターの職員による「食の安心・安全お届け講座」が実施されているほか、中国四国農政局農政事務所におきましても、「食の知っ得講座」が実施をされておりまして、今年度、これまでに中関・華浦公民館の女性学級が利用されたと聞いております。今後とも意識啓発のため、こういった各種講座を利活用していただくよう努めたいと考えております。

また、さらに食に関する緊急・危険情報につきましては、ホームページへ新着情報として掲載するなどの迅速な対応をいたしますとともに、市広報を利用し、消費生活に係るワンポイントアドバイスとして適宜掲載をいたしますほか、市内で活動されております食生活改善推進委員の方々や各地区公民館の料理教室等々へも情報提供を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 続きまして、小・中学校の給食材料の安全性確保についての御質問にお答えいたします。

学校給食における衛生管理の徹底につきましては、文部科学省の定めた学校給食衛生管理の基準に基づいて行っているところでございます。

まず、安全な食材の購入に当たっては、防府環境保健所等の協力を得て、施設の衛生面や食品の取り扱いが良好で、衛生上十分信用のおける食材納入業者を選定しております。また、食材納入業者等の衛生管理指導につきましては、毎月配布する食材仕様書に記載し、学校給食の意義、役割及び食品の衛生管理の啓発に努めているところであります。

さらに、安全な食材の選定に当たっては、鮮度のよい衛生的なものを選択するよう食材納入業者に指示しており、着色料、保存料等の不必要な食品添加物が添加された食材は極力避け、国内産、地場産を重視した食材の購入に努めております。

次に、食材の検収につきましては、生鮮品は原則として当日搬入することとしており、食材納入時には学校栄養士、給食調理員、学校給食センター職員が立会し、納品時間、製造年月日、消費期限、賞味期限、数量、品質、鮮度、温度等の十分な点検をし、厳正な検収を行い、点検内容を検収票に記載の上、保存をしております。食材の発注、検収に伴う書類については、環境保健所の定期的な衛生指導の対象となっております。

現在、食品の偽装表示等が毎日のようにマスコミに取り上げられ、社会問題となっております。各小・中学校及び学校給食センターでは保護者の不安を少しでも解消できればと、

定期的に給食食材の産地や食に関する情報を掲載した献立表、給食だよりを保護者に配布し、児童・生徒が給食時間を利用して行う広報活動の資料として、活用してもらっております。

次代を担う児童・生徒の心身の健全な育成に学校給食が重要な役割を果たしていることから、より一層食材の安全性には配慮していくところでございます。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは最初に、安心できる食生活への情報提供についてということですが、社会全体の食育が必要な時代になってまいりました。年5回行われている消費生活講座の中に食の安全に関しても1回は内容に取り組んでいるという御説明をいただきました。またあらゆる講座を開設してくださっていることから取り組みのことはよくわかりました。また、市広報への掲載でもアピールをしていただきたいと思いますっております。

消費者としての意識が高まることが、連日テレビの画面から流れてくるおわびの映像ではありませんけれども、ああいった悪質な業者への戒めにもなり、本来の安心・安全な食生活を取り戻すべく、再生につながっていくのではないかと考えております。

消費者に安心・安全な食品を提供するのは至極当たり前のことです。消費者をだましてはいけない、ただそれだけでございます。そこで、提案ですけれども、市の消費生活相談窓口というのがございますが、食の安心・安全相談窓口の機能を加えて設置していただくということではできないものかと思っております。

山口県では食に対する消費者の不安と不信を解消するために、食品に関するさまざまな疑問や質問や不適正な表示に関する情報を寄せることのできる窓口を設けております。県との連携で可能なのではと思っておりますが、この点に関していかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 相談窓口を設置してはどうかという御質問でございますけれども、議員御承知のように、現在、生活安全課の消費生活係におきまして、消費生活に関する相談窓口というものを設けております。その中で食の安全・安心に関する苦情、あるいは疑問や情報提供も受け付けているところでございます。

しかしながら、お断り申し上げておきますけれども、この食品の安全に関する内容等につきましても、食品表示を規定する法律というものが多岐にまたがっておりまして、食品の検査など、市では対応不可能な場合、あるいは内容には高度な専門知識を必要とされることが多いことから、現時点では県あるいは国の関係機関の指導を受けながらの対応、また、市からそういった相談があったときに関係機関への情報提供を行うなどの対応を行っ



ているのが現状でございます。

いずれにいたしましても、今後とも県消費生活センターや健康福祉センターをはじめ、各関係機関と連携を図ってまいりながら、市民の皆様の食に対する不信感、あるいは不安感というものを少しでも解消できるように対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

専門的なことは無理といたしましても、市民の方がまず不信や不安を持ったときに、まず行けるところというのは、県へ直接というわけにもいきませんので、市の窓口がそこにあるというだけでも安心をされるのではないかと、また県との連携で対応していただくことで十分だと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

先日、ある市民の方とこの相談窓口で別件で相談に行きましたけれども、「本当に素早い対応で親切に教えてくださった」と、その市民の方は「初めてそこに行ったけれども、うれしかった」と感想を述べておられました。そういったことから各部署にいろいろな御相談をされる方がいらっしゃると思いますけれども、この消費者の生活相談窓口というのも市民にとっては大切な窓口になるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。

それから、小・中学校の給食材料の安全性の確保についてのことでございますけれども、各調理場に安全なものが納入されることが大前提であり、納入業者の選定については大変慎重に行っているという御答弁をいただきました。もちろんその先の調理場の安全にも細心の注意を払われておられると思いますけれども、子どもたちが口にしてしまえばそれを取り返すことはできませんので、今後も細心の注意を払っていただいて、納入業者の方々への御指導もして下さっているという、またそれを守って下さっているということではございますけれども、引き続きよろしく願いをいたします。

センターにおいては、毎日、検収という言葉は私も初めて聞きましたけれども、毎日納入に当たって、栄養士の方とセンターの職員立ち会いのもとで、食材の検査を一覧表でチェックをされているということでございました。また、この方式は自校方式においてもそのように、同じようにされているのでしょうか、その点だけ確認をさせてください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 自校式、いわゆる小学校の給食の場合だろうということですが、当然学校栄養士さんのおられるところと、それから栄養士さんのおられない学校も

ございますけれども、それぞれ給食担当は学校栄養士さんがおられないところは養護の先生が担当でということで、同じように調理員の方と検査をいたしているということでございます。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） センター方式のところにおいても、また各学校の調理場においても、同じように検収というものが行われているということでございますが、この検収に携わられる方が栄養士さんであったり、調理師さんであったり、栄養士さん、調理師さんでない場合もあるというような御説明もありましたけれども、こういった方たちは専門の方であろうかとは思いますが、センターの職員も立ち会うということですから、またセンターの職員というのは異動もありますので、いろいろな方が携わられるということですが、この検収のための研修は必要ではありませんかと、私はずっと思っておるわけですが、その点に関してはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれ給食に関しては調理の場合のそれぞれのといいましょうか、正式な名称は忘れましたが、給食の協議会といいますか、そういうふうな委員会といいますか、そういったような、それぞれの会合が定期的に持たれておりますので、その中で定期的にそういった内容について研修はいたしてもおりますし、実際に検査の方につきましても、先ほども答えましたが、きちんとした定められた検収票に基づいてチェックを行うということで、大丈夫であろうというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 18番、高砂議員。

18番（高砂 朋子君） よくわかりました。壇上でも申し上げましたように、一度口に運んで飲み込んでしまったものは、よきものは栄養にもなりますが、悪しきものは害となって蓄積されて、後で大変なことになります。一度に多くの子どもたち、1万人余りの子どもたちの口に入るものを選ぶ大切な作業です。それも毎日行われる作業でございます。どうか慎重の上にも慎重を重ねていただいて、良質な食材の選定をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で18番、高砂議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は17番、藤野議員。

〔17番 藤野 文彦君 登壇〕

17番（藤野 文彦君） 藤野文彦でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御所見をお願いします。

1936年（昭和11年）に防府町、中関町、牟礼村、華城村の2町2村が合併し、新しく防府市が誕生しました。これと並行して、水道布設計画が樹立されましたけれども、市議会で否決され、実現には至りませんでした。防府駅、旧三田尻駅を中心とした市街地は比較的良質の地下水に恵まれておりましたけれども、市の東部及び南部海岸地帯の水質不良と戦後の人口急増により水道の必要性が痛感され、また当時の進駐軍防府駐屯部隊及び山口軍政部からも水道布設の強い要請がなされたため、1949年（昭和24年）、協和発酵工業株式会社防府工場の送水管から1日最大1万立米の分水を受けて給水する水道布設計画を樹立し、市議会の承認を得て1951年（昭和26年）7月1日、天神一丁目の一部、旧新天地に給水戸数418戸、給水人口1,839人を対象にポンプ直送による給水開始、その後、協和発酵工業株式会社防府工場から生産拡大のため分水契約の早期解除の申し出により、1955年（昭和30年）7月、第1水源地、これは市役所、議会棟の入り口、もとのグリーンパークという喫茶店があったところだというふうに私も思っておりますけれども、4,000立米/日を市庁舎敷地内に築造し、また1960年（昭和35年）6月に第2水源地池6,000立米/日を寿町2番13号に築造して、1961年（昭和36年）3月31日、計画樹立後12年という長い歳月を要して市街地の給水を目標とした水道創設事業が完了いたしました。

1961年（昭和36年）4月1日より第1期拡張事業として、市街地周辺地区からの地下水低下による用水不足及び水質悪化による水道の拡張の要望に対処するため、また塩田廃止に伴い、工場用地造成事業の施工とともに、国から周南工業整備特別地域に指定され、工業都市として将来の発展が期待されるため、佐波川左岸を中心とした市内中央部の給水を対象に、第3水源地、田島山配水池、大内調整池及び大内、敷山に増圧ポンプ所を新設、また桑山配水池を増設するとともに配水管の拡張整備を行い、富海地区へ給水が開始され、1969年（昭和44年）3月31日事業完了、その後、佐波川右岸の右田、大道地区に給水し、1973年（昭和48年）3月31日、第2期拡張事業を完了。

第3期拡張事業においては、1972年（昭和47年）の夏に1日最大2万9,664立米と、施設能力を大幅に上回る需要を記録し、ピーク時の水量の絶対量が不足してきたため、給水能力を4万8,000立米/日に増強するとともに、大口径配水幹線の布設等、配水施設の強化を主体とした事業を1975年（昭和50年）3月31日に完了。

第4期拡張事業は当初58年度までの需要を想定して、1日最大8万5,000立米の給水を計画し、将来長期にわたって安定した水源を確保することとしたが、その後における経済情勢の変化及び人口の推移などにより、当初計画を総合的に見直す必要が生じたた

め、1982年（昭和57年）3月、布設計画を一部変更するとともに、給水区域を市内全域に拡張、計画給水人口12万9000人、1日最大給水量6万9,500立米、目標年次を1995年（平成7年）にそれぞれ事業の第2次変更を行い、さらに1993年（平成5年）には目標年次1995年（平成7年）から2011年（平成23年）の見直しとし、大型開発団地の造成等による給水区域の拡張のため、第3次変更がなされているところであります。これは現在施工中でございます。

水道給水開始から56年、計画区域内に移住する市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、また地域社会における経済、産業の発展を根幹から支えている極めて重要な環境系社会基盤施設であります。本市水道事業の基盤強化、発展のために日夜にわたりこの業務に携わり、血と汗を流してこられました第一線の職員の皆さんに敬意を表すとともに、心から感謝を申し上げたいと思います。

そこでお尋ねいたします。行政改革の名のもとに労働条件等の切り崩しが強行されています。また新年度2008年から民間業者に当直業務を委託されようとしていますが、水道は先ほど申し上げましたように、市民生活において極めて重要なライフラインであります。民間委託は水道事業における知識、技術等市民サービスの低下をもたらすのではと危惧するところであります。以下、3点について質問いたします。

委託される職務内容はどのようなものか。2点目といたしまして、どういった業者を指名されるのか。3点目は今後のスケジュールについてどうなっているのか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 水道事業におけます当直業務委託についての御質問にお答え申し上げます。

まず、当直業務のこれまでの経緯、現状、諸課題について説明を申し上げたいと思っております。水道は、常時給水義務が水道法で定められておりまして、ほとんどの水道事業体では1年365日24時間の体制をとっておるところでございます。

防府市水道局におきましても3交代制勤務を経て、昭和61年4月から技術職員2名による平日夜間、休日における当直勤務を開始いたしておりまして、その後、平成2年4月からは料金・収納関係の問い合わせ等が増加してきたことによりまして、事務職員も含めた課長補佐以下職員2名による現行の当直体制がスタートいたしておるところでございます。

す。

全国の類似団体、その他水道事業体を調査いたしましても、このように直接職員が交代で当直業務に入る事業体は皆無に近く、そのほとんどが民間会社、水道工事組合、またはシルバー人材センター外に委託する等、積極的にアウトソーシングを推進しておりまして、残念ながらこの面について防府市は全国的にも著しく立ち遅れている状況と言わざるを得ません。さらに職員が当直業務に入ることによりまして、労働条件、労働環境の悪化を招いておるところでございまして、加えて職員の代休取得という状況がございまして、平常時におきましても、日常業務、あるいは窓口業務にも支障を来しておるところでございまして。

一方、処遇面から申し上げますと、当直業務に入ることによりまして、通常勤務につけない人数は代休取得日の発生を含めまして6人強と試算をいたしております。現在、平均の給与、これは6人分の合計額は法定福利費を含め約5,000万円となっているところございまして、このうち当直勤務手当が1回につき1,000円、さらに当直時、現場に赴くことによる非常出務、この非常出務と申しますのは、緊急的な要素がない場合、例えば水道メーターのところについております栓を開けに行く、とめておる状況がございまして、そういった場合についてもこれが1回出ることについて3,000円、したがって、3回出れば9,000円、5回出るとなると1万5,000円となるわけでございます。このほかにも現場手当が1日に300円、さらに深夜勤務手当がこれに付加をされるという状況がございまして。

年間でこれら当直業務に要する費用は特殊勤務手当等のみで、平成18年度においては、今申し上げましたのが600万円以上にも上っておるところであります。これらの経費については、申し上げるまでもなく昭和61年から22年の長きにわたりまして、市民の皆様が水道料金として負担をしていただいております。

これらのことから、今年度の行政改革委員会の水道事業に関します諮問事項といたしまして、業務委託の推進が取り上げられておるところでございまして、この当直業務の委託につきましても、水道局における内部改革組織でございます経営健全化推進委員会におきましても、かねてより委託化について何度も議題に上がりまして、実際、平成16年度以降、具体的な計画に着手をしようとしたしましたが、今申し上げました特殊勤務手当等への影響もあったのでございまして、当直業務を権利、あるいは既得権益であるかのごとく主張いたします労働組合の強硬な反対で、これ以上進展しなかったという経緯がございました。

しかしながら、国の集中改革プランにおける業務委託の推進、また水道法の改正、P F

I法の成立、地方独立行政法人法の成立等、水道事業の経営形態、事業形態に大きく影響を及ぼす制度の改革がある等、今日の水道事業を取り巻く環境は日々刻々変化いたしておるところでございます。

また、本市におきましては、水道事業運営の根幹をなしております給水収益のもととなります有収水量につきましては、少子高齢化やまた節水機器の普及等によります環境共生型社会への移行に伴いまして年々減少しております、この傾向は今後も続くものと予想いたしておるところであります。

このような経営環境の中で、安易に水道料金の値上げに頼ることなく、内部経営の効率化を進め、それによって確保された貴重な財源を有効に利用することで、市民の理解が得られるものと考えておるところであります。

この点からも委託化を含めた経費の削減、コストの縮減は企業債137億円以上を抱えており、財政の健全化を示す自己資本構成比率も県内各市、類似団体よりも低いレベルにあります本市にとりまして、喫緊の課題となっております。

以上、このようなさまざまな問題点の解決は、また、ほかにもさまざまな問題のある水道事業の改革の第一歩といたしまして、できるだけ早い時期にこの当直業務を委託する必要があると、強い信念のもとに判断をいたしたところでございます。なお、当然ながら、職員の労働条件の緩和にもつながることは承知をいたしております。

委託いたします当直業務につきましては、先ほど申し上げましたことと重複する部分がございますが、平日夜間、土日、祝日、年末年始休暇等通常の勤務時間以外の水道施設の運転管理業務につきましては、水道局職員2名1組によりまして交代制で実施いたしておるところでございますが、これらの業務を今回、全面的に民間業者に委託をしようとするものでございます。

次に、入札に伴います業者の選定でございますが、指名業者につきましては、水に対する安心・安全の観点から、水道施設運転管理またはこれら類似業務について受託実績があり、浄水施設管理技術士等、水道技術に関するさまざまな資格者を有する業者を中心に、その財務状況、または経営内容等を十分に精査しながら指名をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、今後の予定でございますが、遅くとも1月中旬までには委託業者を決定いたしまして、2カ月程度の準備期間を経た後に、平成20年4月1日から業務の全面委託を実施したいと考えております。御理解のほど、また御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 今、御答弁をいただきました。職員による当直業務の手当を含めたことが申されましたけれども、10月1日には既に企業手当、あるいは年末年始の当番手当といえますか、こうしたものが廃止になっております。それゆえにこの当直業務にこだわる要素につきましては、安心・安全の水、12万市民の命を守るという観点から、私どももそのように思っておりますけれども、ぜひともこれだけはという形であります。

そして今、管理者の方から財政状況等も申されましたけれども、平成18年度の防府市水道事業決算審査意見書ということで監査委員の意見書が出されておりますけれども、確かに負債、資本、これの比率は、大きいものは借入金、企業債でございますけれども、18年度は137億52万9,921円、全体の56.9%となっております。そして前年度17年度については140億7,746万9,000円ということで、依然として借入資本金は高い比率でありますけれども、黒字決算となっております。自己資本構成比率も年々上昇をしております。平成15年が34.2%、平成16年が36.1%、平成17年度については37.9%ということで、財政状況は良好に推移しているというふうに書かれております。

そして、先ほど当直業務に何か18年度で600万円ぐらいかかっているというふうに申されましたけれども、職員1人当たりの営業収益は県内13市のうちナンバーワンであります。平成18年度の1人当たりの営業収益は5,300万円強でございます。この辺について、水道事業管理者としてどういうふうにお考えなのか、御答弁を願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 水道経営を預かっております者としてお答えさせていただきますというふうに思っております。るる、議員さんにおかれましては申されましたが、企業手当、それから時間外等の一般職員より多い割増料率等々については、これは当然市の職員の一員であるということでございますので、不当であり、  
\_\_\_\_\_これはごくごく当然の結果であるというふうに思っております。

それから、財政状況でございますけれども、黒字というふうな今、御発言がございましたが、これはいわゆる企業会計でございますので、複式簿記をとっております。当該年度の収益状況をあらわすもの、あるいは資産状況をあらわすもの等でございますので、当該年度につきましては通年度、今までの料金改定の中で、平成13年度に実は料金改定をいたしておりますが、これは松浦市政以前にいたしておりますが、当然黒字になるべくしてそ

ういうふうに設定をするわけでございますから、これは黒字になって当然でございます。議会の承認をいただいた結果、そういった料金改定ができるということでございます。

しかしながら、収益的収支よりも資本的収支の方の問題でございまして、企業債が多いということについて、もしくは元金等に関しましては、収益的収支の黒字をもってそれに充てておるといふところでございますので、財政上の問題点はその面を重点的に見ていかなければならないというふうに思っております。

特に、先ほど議員さんも申しておられました給与手当でありますとか、もしくは当直業務に関する手当、それにかかわる人件費、そういったものがすべて市民の皆様のお客でございますが、料金という負担にかかっているということについては、非常に問題があるというふうに思います。

ただ、先ほど申されました職員1人当たりの営業収益等々につきましては、これは各地域の、例えば、地域的な、面積が少ないだとか、そういった地理的な条件等々にもよりますので、一概にそれがナンバーワンであるからといって、その部分だけで判断をするわけにはまいらないというふうには思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 地理的な条件もあるということでありましてけれども、それでは料金についても社会環境、あるいは先ほど節水型というふうなことも申されました。これも地理的な条件等も含めてそうなのではないのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 料金について申し上げますと、料金の構成はいわゆる経常的な経費、それから減価償却費、利息、この経常的な経費の中には人件費も、今回の当直に関する経費も含まれておるわけでございます。何度も申し上げますが、市民の皆様はそれらをほとんど御存じないというふうに思うんです。御存じないままにそういったものを支払われておられるということについて、私は経営者として非常に責任を感じておるところであります。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） わかりました。それでは、次に質問を移します。

それで、業者に委託を出すということですが、この業者に仮に委託を出されたときに、これに要する研修期間等についてはどのぐらいを予定されているのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 研修の期間ということでございますが、この議会におき



まして御承認をいただいた後、先ほど管理者の申しました遅くとも来年1月中旬までには委託業者を決定いたしますので、その後、2カ月程度の準備期間を経るということで進めたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 先ほどのスケジュール関係で申された関係で、1月の中旬に業者を選定して、それから研修に入られるということなんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 基本的にはそのように考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） そうしますと、1月中旬から4月1日にはもう業者を入れてやるということですから、2カ月ちょっと期間があると思いますけれども、2カ月以上もこうした期間を費やすのは、委託業者にとって水道事業の当直業務における専門知識が欠如しているのではないかと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 今回委託いたしますのは、議員さんおっしゃいますように水道業務でございます。ただ、水道業務は一般的な部分、これはどこも同じでございます。ただ私どもは事務部門につきましても、いわゆる施設部門、技術系につきましても、事務部門でございましたらば独自な方法があるわけございまして、あるいは施設につきましても委託業者はそういった機械そのものには熟知はいたしておりますが、配置等々についても、これは違うわけでございます。

したがいまして、これは業者に起因をしない、そういった業務でございますので、私どもで責任を持って学んでいただくという期間を設けたわけであります。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 専門知識を持っているというふうに申されましたけれども、2カ月以上も研修をするというのは、ちょっと私から見ましても長過ぎるのではないかとこのように思っています。

そこでお伺いしますけれども、この研修にかかります経費、研修場所、そしてだれがするのか、お答えを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 研修は基本的に委託先であります水道局の職員で行います。研修の、いわゆる受託者側の業務責任者に対して研修を行うということにしておりま

す。場所等につきましては、現在検討中でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 場所等については検討中ということですが、請負業者の責任者に研修をすると、今申されたと思うんですけども、それでよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） そのとおりでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 責任者は何名おられるんですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 基本的には委託業者の方で決定されますので、それが1名であるか、2名であるかは今のところ私どもの方では熟知しておりません。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 場所等はまだ検討中ということですから、質問に困っているんですけども、これから指名をされようという業者は市内業者なのか、市外なのか、あるいは県外なのか、その辺がわかればお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 今、指名業者の件でのお尋ねだと思いますが、基本的に我々水道事業に携わる者は日本水道協会に加盟をしております、そちらの方に問い合わせをいたしまして、今までにそのような実績のあるところの紹介等をいただいております。これにつきましては、水道施設、運転管理業務、それぞれの受託実績があると、特に近隣地区ということと、それとあとは資本金、それから昨年度の売り上げ等、それからまた有資格者ということから、技術士、技術士補、水道施設管理技士の資格を有しておられる業者が対象となるものと思っております。

それからさらには、近くに支店、営業所がある。できれば県内なら一番いいかなと、市内ならなおいいことなんですが、それらを含めて全体で考えて今検討しているところでございまして、具体的に市内業者ではそのような業者はいらっしゃらないというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 今、そうした高レベルな技術、知識を持った業者は市内におられないということによろしいんでしょうかね。

続いてよろしいでしょうか。委託されようとしている業者の、今申しましたように、知識レベル、技術レベルですか、そうしたものが今現在行っている職員と比べてどちらがす

ぐれているというふうに思っているんじゃないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） これは水の安全と安心ということでございまして、初日にお答えしたとおりでございますけれども、今回、委託をお願いしようという業者さんに対しては、実績がある業者さんをお願いをするわけでございます、またそれなりの資格も持っておられる業者さんということでございますので、職員がやる場合よりもむしろいいことがあるかもわかりませんし、少なくとも同レベルであるというふうに考えておるところであります。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 早い話が同レベルだというふうに、今、申されました。そうすると、私が思いますには、先ほど安心・安全な観点からすれば、職員にやっていただいた方がなお安全ではないかというふうに思っております。その辺についてもう一度御所見をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 基本的な問題でございますので、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

今回、委託をいたしますのはあくまでも当直の業務でございます。当直の業務の中では、当然、先ほど申しました開栓、閉めております栓を開けに行ったり、あるいは料金を持ってこられればそれを授受すると、さらには苦情等も入ってくるかもわかりません。その苦情の中には水が濁るだとか、漏水がありますよというふうな苦情、情報提供もあるかもわかりません。少なくとも委託する業者はその現場に回りまして、それを確認し、そしていわゆる濁水等々については、濁るとか、そういったものについては職員にそれを引き継ぐということになると思います。

さらに管理室がありますので、計器等のパネル等を監視する。異常が出れば現場に行ってその状況をつぶさに観察をするという状況でございますので、通常、職員が勤務時間中にしておる業務よりもかなりそういった頻度については少ないというふうに思っておりますし、現に今までの状況を見ましても、その業務のほとんどはいわゆる料金の授受ということがほとんどでございまして、委託料そのものを考えるのであれば、もっと安い方法を私は水道経営をする者として、実は考えたいわけでございますが、水の安心・安全という観点から、ある程度の実績、資格等々を持った方を充てるということで、今回の補正等についてもお願いした次第でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 今、管理者の答弁で1点、私の理解ができない部分がございますけれども、濁り等、濁水ですか、その辺、今おっしゃったと思うんですけれども、それを職員に引き継ぐというふうに今御答弁なさいましたけれども、それは、職員は今度は朝来た時までに引き継ぐというふうな理解でよろしいのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 議員さんの先ほどの御質問にもありましたように、24時間ライフラインとして守り続けておる、私も質問にお答えしました答弁の中で、24時間の給水義務がある中で、それに従事しておるといふふうに申しました。今までも当直業務におきまして、そういった状況があるときには、簡単なものでありましたら職員がやったケースもあるかもわかりませんが、少なくとも何人かの人数が必要だということで、その場合は職員を呼び出しをいたしておりますので、24時間勤務をする仕事については、当然、水道職員として当たり前の話でございますので、職員が出勤することについては何ら問題はないかなというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） ですから、今の部分は夜間でも職員を呼び出して引き継ぐと、そういう御回答でしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） これは場合によるというふうに思います。例えば、簡単にボルトでも1本締めおけばいいようなたぐいのものであれば、当然その範囲についてはやっただくということございまして、その辺はまた詳細に詰めていきたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） わかりました。

それでは、次に、委託によって大きな事故等トラブルがありました事例、水道管理者は既に御存じだと思いますけれども、まだ皆さん方は御承知ない執行部の方もおられると思いますので、今から紹介をしたいと思います。

北海道の網走の西にあります北見市、人口は防府より若干多うございまして12万8,528人、これは平成18年6月1日というふうになっております。面積は1,427.56平米です。平成18年3月5日に合併によって生まれた市でございますけれども、本年6月22日に訓子府町と置戸町周辺に降った雨が常呂川という支流に流れ込み、それから海岸を浸食しながら常呂川の本流に流出して、北見市の取水口から送水管を経て広郷浄水場に引き込まれました。最終的には北見市全域に渡る長時間の断水事故が

起きました。そして、その事態がほぼ回復したのが7月17日、約25日間の期間がかかっております。これは委託業者による判断、職員の連絡のおくれ等々の事故だというふうに書かれております。そうしたことがもしあった場合に、どのような体制をとられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 私も今申されました北見市の事故については、新聞紙上を通じまして存じ上げております。実は決定的に違う条件は、北見市の場合は浄水場でございます。私どもは密閉された地下の井戸水から、それもかなり嚴重に困いをした中からポンプで水をくみ上げまして、それに槽を落とす、その前に曝気処理をいたしますけれども、それを圧をかけて浄水場にする。浄水場も密閉した状況でございます。どこからも濁水が入ってくるような状況でないわけです。それを送水管を通しまして、あるいは配水管を通しまして各家庭で供給するというところでございますので、これは業者がやったからそういう状況であった、もしくは職員であったらそういう状況はなかったということも踏まえまして、施設の状況が違うということも、もう一つ踏まえまして、御理解賜りたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 本市は佐波川の伏流水を取るということは私も重々承知しております。しかしながら、複数の管路においてそうした事故も起こり得るというふうな状況もあるのではないかと考えております。御答弁はもう要りません。

最後にいたしますけれども、市長にお伺いします。よろしいでしょうか。壇上で申し上げましたように、12万市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフライン、先ほど申しました。そして地域社会における経済、産業の活動を根幹から支えている極めて重要な環境系社会基盤施設というふうに言っております。市長もよく安心・安全というふうに言われておりますけれども、そうした安心・安全、良質な水を供給するというのは行政の最大の使命であるというふうに私は思っております。

職員との信頼関係において、円滑な事業を営まれるように強く要望したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員が壇上で敗戦直後からの水道の来し方について、るるお話になられましたこと、私も断片的には深く理解をいたしているところであります。その先人の方々の生のお声をお聞きしたこともございます。またその資料も私は水道局にお届けを数年前にさせていただいたこともございます。

したがいまして、並々ならぬ御尽力の中で、今日の防府市水道があるということを私もよく熟知いたしておりますし、その水道を供給し続けていただいております尊い日常の活動のおかげで安心・安全な水を私どもは使わせていただいておりますと深く認識いたしているところでございます。

また、我が防府市は、全国でも大変恵まれた水資源にあるわけでありまして、その恵まれた資源の中で、今まではどちらかというと改善と改革がおくれていたということも私は事実ではなかろうかと、このように感じているところでありまして、現在、水道事業管理者として経営に当たっておられます中村管理者の大変な御熱意の中で、今、職員の方々といろいろなお話が進められているところでございます。

私は、まさに企業債を137億円も抱えている現状というものは、1日も早く聖域なき行政改革の中で断固たる措置をしていくことが、12万市民に対する尊い責務であろうと、このように思っているところでございますので、どうか深い御理解をいただくと同時に、また尊い仕事に当たっておられる水道局の職員の方々にも、高い観点から深い御理解をいただくよう私もお願いを申し上げたい、そんな思いでいっぱいでございます。正直にお答えをさせていただきました。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） 最後にします。先ほど研修の場所等を、わかってないということでございますから申し上げませんでしたけれども、今回の業者委託については、よく、今言われております偽装請負ですか、その辺のことも若干私懸念をしておりますので、十分な協議を今からされまして、円滑な水道事業に臨んでもらいたいということを申し上げます。日ごろにない、長い時間をやりましたけれども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で17番、藤野議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は23番、山下議員。

〔23番 山下 和明君 登壇〕

23番（山下 和明君） 通告の順に従いまして、壇上より質問いたします。

市営住宅のハト対策について質問いたします。近年鳥の数が増加し、鳥害が社会問題となってきており、防府市でも野生化したハトが市営住宅にすみつき、入居者から苦情を聞くことが多くなってきております。特に苦情の多い亀塚市営住宅においては、本年3月ごろからハトが異常に繁殖し、10月ごろには約50羽程度に増えて、すみつき、生息していると伺います。

これらのハトがベランダにふんや羽毛をまき散らし、洗濯物を汚し、群れとなったハトの鳴き声や一斉に飛び立つときの羽根音が異音で、またはハトを追い払うために手すりをたたく金属音は夜勤で寝ている者に不快感を与え、住民トラブルにもなりかねません。入居者の中にはしっしんやかゆみがとまらないため、病院で診察を受けられた方もおられ、健康上の被害を感じている入居者も何人かおられると伺っております。よって、心地よい風が吹いても窓を開けることもままならない状態が続き、これらの苦情、悪条件は5月から10月にかけて特にひどかったようであります。

ハトの生態、習性について調べてみますと、ハトから波及する主な被害はふんが乾燥して空気中に飛散し、アレルギー質の者がこれを吸収すると肺に侵入して身体に影響を及ぼすものや、またハトの寄生虫には身体を刺すダニ類や昆虫類が確認されております。ハトは繁殖力が旺盛で十分なえさがあれば年に7回から8回、各2個の卵を産み、生後6カ月ごろから成熟し、発情して繁殖期に入ります。1年の中で最も旺盛な繁殖期は春で、7月ごろから繁殖力は低下し、9月ごろには休止するそうです。ハトの生態について調べてみると、亀塚市営住宅の方々からの苦情と符合いたします。

防鳥ネットを張るなどの自衛策を講じても、個人的な努力には限界があるとして苦情が市に殺到していることから、10月17日に亀塚市営住宅集会所において、臨時総会が開かれ、入居者側と市側担当者4人が参加し、増殖したハトへの対応について話し合いが持たれたところであります。

そこでお尋ねいたします。本年、こうした事態が生じたことは、次の繁殖期にはハト被害が拡大し、住民からの苦情が寄せられることが想定されます。今この時期に対策をとることが必要かと思いますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、入居者の方々や周辺住民にも協力を求め、えさをむやみに与えない意識啓発を進めることではないかと思いますが、あわせてお伺いいたします。

3点目は、防鳥ネットを取りつけないとも高齢で、危険な行為でできない場合、要望があれば管理者側で防鳥ネットを設置してあげることができないものかお伺いいたします。

次は、通学区域制度及び学校選択制についてであります。市町村教育委員会は、設置する小学校または中学校が2校以上ある場合、学校教育法施行令の規定により就学予定者等の就学すべき小学校または中学校を指定することとされています。

その際、教育委員会は通常あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。平成9年1月には教育改革に関する第3次答申を受けて、当時の文部省より保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力化に向けて取り組みなどについて通知がありました。

平成18年3月には文科省から、学校選択制を拡充する通達がされ、内容は部活動等の理由が認められ、早ければ平成19年度の入学時から対応が可能となるものでありました。そうした背景をもとに、防府市では学校選択制の導入について検討されているのかを昨年の6月議会で質問をいたしたところであります。それに対する教育長答弁は、その方法や効果、問題点等について、その是非について、児童・生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつつ、学校や関係機関と十分検討して学校選択制にかかる準備を定めていく必要があると考えておりますとの答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。その後、学校選択制についてどのような内容で意見を収集し、学校や関係機関との協議、検討はどうだったのか。そして部活動等を理由とする中学校学校選択制についての協議はされたのか、あわせてお伺いいたします。

2点目は、中学校学校選択制の導入についてであります。この制度は教育委員会が入学する中学校を指定する前に、保護者や生徒の希望を聞き、これまでどおりの通学区域を基本としながら、通学区域外の中学校へ入学を希望する場合には、それぞれの中学校において通学区域外からの入学希望者の受け入れ可能な人数と範囲を定め、入学できるようにするものであります。形や方法はさまざまありますが、中学校学校選択制の導入について御所見をお伺いいたします。

3点目は、中学校において本来指定の学校に入学すべきところを、部活動等の理由で住所を移し入学している生徒数は何人ほどおられるのかお伺いいたします。

4点目は、小学校の通学区域についてであります。今後ますます少子化が進み、児童数は減少していることは御承知のことです。ところで、向島小学校の1年生から6年生の児童数は現在60人ですが、平成23年、24年には50人程度となり、1学年で6人から10人となる時期が想定されます。そうした児童数の実情に即し、例えば新田小学校区で住宅が増えつつある問屋口、横入川地区で試験的に向島小学校への通学区域の弾力化として、同地域で選択制の導入を図ってみてはどうかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次は、路線バスを含めた生活交通の将来構想についてであります。現在、日本のほとんどの路線バスは人件費削減のためワンマン運行となり、特に地方では自家用車への依存度が増加し、運行本数が減少したため、通勤時間帯に合わない状況が生じ、また運行間隔が長く、利便性に欠けること等の要因によって、路線バスも他の公共交通機関同様、利用者の減少に陥り、赤字路線を維持できなくなった路線は廃止や減便となり、交通不便地域が多くなってきていることは御承知のことです。

そうしたことを背景に、今後の市内の路線バスがあるべき姿も含め、本年8月に防府市



生活交通活性化懇話会が開催される運びとなりました。同懇話会は来年3月までに市内の路線バスを中心とした生活交通の維持と活性化策について考え、提言することが目的であります。そうした提言をもとに、市では生活交通活性化への将来構想ガイドラインを来年度、策定することとしております。

そこでお尋ねいたします。市が策定しようとする、仮称ではありますが、生活交通活性化への将来構想ガイドラインとは具体的にどのような構想なのか、また、焦点はどこにあるのかお伺いいたします。

2点目は、路線バスに関する実態をつかむための懇談会の開催についてであります。例えば、向島線は向島小田港から防府駅行きは錦橋を渡ると右折し、三田尻港、自力町をつないで防府駅着であります。ここ近年、新田方面、桑山方面に病院、歯科、食品スーパー等の生活にかかわる施設が充実し、向島地区住民から新田方面、市役所経由の路線を求める要望も出ております。

そこで、地域の生活環境も移り変わってきていることを前提に置き、実態をつかむために路線単位で懇談会を開催し、バス利用者や関係住民の声をしっかり聞いて、その地域に合った路線バスであるよう検討すべきだと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、路線バスを含めた生活交通の将来構想についての御質問にお答えいたします。

生活交通の中で、とりわけ路線バスにつきましては、買い物、通院、通学など、市民の日常生活を支える上で大切な交通手段であり、これを維持し、その活性化を図っていくことは大変重要な行政課題であると認識しております。そのため既存のバス路線を存続させることのみならず、路線の再編や他の交通機関の利活用など総合的に公共交通体系を見直す必要があることから、平成17年に市内バス路線の現状について調査・分析を行うとともに、平成18年には乗降調査とバス利用者アンケートを実施いたしました。

また、本年7月には公募委員を含む市民代表、学識経験者、バス事業者10名からなる防府市生活交通活性化懇話会を設置し、市民の立場、専門的な見地から市内路線バスを中心とした生活交通の維持とその活性化策について検討いただいているところであります。

今後、懇話会からの提言をもとに、（仮称）防府市生活交通活性化計画を取りまとめ、幅広い観点から本市の地域特性に合った実効性のある生活交通の基本構想づくりを目指したいと考えております。

そこでは、防府市民が将来にわたり安心して生活でき、安全に外出できる生活交通体系のあり方やまちのにぎわいと活性化を創出するための公共交通網の整備などに取り組むこととしております。

次の路線バスの維持・活性化を進めるためには、地域の声を聞くことが必要ではないかという御意見、御質問でございますが、まさしくそのとおりだと私も認識しております。これまで地域懇談会や移動市長室を開催する中で、特に通院や買い物など、利用形態に合ったバスのダイヤや路線の見直しを検討してほしいという切実な御要望も多くお聞きしておりますので、こうした地域の声を大切にしていきたいと存じます。

今後、懇話会からの提言をもとに、バスを中心とした生活交通に関する基本構想を取りまとめ、地域の御意見にも十分配慮しながら、実効性のある生活交通の確立に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成18年の道路運送法の改正により、地域の需要に即した乗合運送サービスの必要性やこれらを実施する場合に必要な事項を協議する場として、新たに行政、地域住民、バス事業者、タクシー事業者等の交通事業者で構成される地域公共交通会議を設置する仕組みが導入されました。地域公共交通会議は、関係者間の協働と連携の場として機能することが期待されており、この場に地域住民が参画することで地域の実情に合った提案を行うことができます。生活交通の維持、活性化を図るに当たっては、行政、地域住民、交通事業者が一体となって取り組んでいくことが何より大切でございますので、この地域公共交通会議の設置も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘の向島小田港と防府駅を結ぶバス路線の変更につきましては、担当者が向島地区に出向いて、地域の声をお聞きするとともに、バス事業者の協力を得て、この路線の利用状況に関する乗降調査を実施いたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長、土木都市建設部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 昨日から生活交通にかかわる路線バスにつきましては、松村議員より同様の質問を的確にされておられるので、その中のされていないような内容について、何点か質問させていただきたいと思っております。

まず1点は、赤字路線への対応についてであります。昨日も赤字路線の補てんについては、総務部長の方より適正な金額がないと、状況に応じてというような御回答だったわけです。しかし、赤字補てんも増えつつあるわけでありまして、現在の路線を存続するには市の持ち出し分といいましようか、これが将来的にどう推移していくのか、どの

ように見ておられるのかについてお伺いしたいと思います。

ざっとこの表からしますと、広域系、市内系統を足しまして、例えば平成16年度では赤字補てんが約1,700万円、17年度については2,200万円程度、18年度では約2,400万円ですか、このような赤字補てんが増えつつあるわけですが、将来的に長期というのは難しいでしょうけれども、どのような見通しを立てておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えいたします。確かに今、年々赤字は御指摘のとおり増えておるのが実情でございます。今後の予測はなかなか難しゅうございますが、少なくとも減るということはまずありません。

したがって、毎年今のペースでは増えていくということは想定される範囲だと思います。どこまでが限界かというふうなお話もあろうかと思いますが、それは交通網の維持ということを前提に考えれば、どこで線を引くというのも難しいかと思いますが、それはそのときどきの判断となろうかというふうには思っております。

ちなみに、今おっしゃいますように18年度は2,380万円程度でございますが、19年度はこれよりかなり上回るというような予測は今聞いております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 現在の路線を存続していこうと思えば、要するに赤字補てん、財源が将来的にも増えてくるということでありまして、ここでもう1点お聞きしますけれども、こういった将来構想をつくるにしても、どこまでの補助額、要するに現在の路線を維持していく上で、どこまでの補助金を出していけるというようなものを想定していかないと、次の手というのはなかなか打ちづらいと思うんですよ。

例えば、今の赤字路線バスを維持していくまでには、まあ5,000万円までなら何とかしてもいいんじゃないかとか、例えばの話ですよ。そうした何かの目安がないと、かかった分だけ、要するに改善もされずに、ただ維持をしていくというだけで赤字補てんが増えていくというのも、これもどうかなと思うんですが、この点についてお伺いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かにおっしゃるとおりでございますが、雪だるま式に増えるというのは行政としてはとてもついていける話ではないというふうに思っております。ただ、今現在39路線ぐらい、たしかあると記憶しておりますが、これを全部維持するというのは、今後とも物理的に無理かなという感じは持っております。そうした路線の見直

しを今の懇話会なり、あるいは今後の公共交通会議あたりで、整理をしていただくということはちょっとどうかと思いますが、いわゆる見直していただいた中で、効率よく回れる路線も新たにつくるとか、いろいろその方法はあるかと思いますが、今の路線全部を維持するということは、将来にわたってはなかなか難しいという中で路線の整理をし、効率よく運用する中で、経費のこれ以上の増額を抑えていくという方法が今現在考えられる範疇ではないかと思いますが、金額につきましては、どうなんでしょうか、逆に私の方から、今おっしゃった5,000万円が適切なのかどうかというのはちょっと判断しかねますが、少なくとも、今言いましたように、路線を維持する中での必要最低限の金額は確保したいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 将来構想をつくられる中で、やはり判断基準額というものは当然必要ではないかなというように思います。

次に、改善できそうな施策について1点ほどお伺いしますけれども、私はいろいろな方々の話を聞きながら、先ほど向島の事例を挙げましたけれども、生活実態に合った路線ルートというものをつくっていくことがまず大事だと思います。

それと、要するに郊外といいましょうか、路線の停留区間が長い、遠いと、バス停からバス停の区間が長いとか、バス停までの距離が長いという声がよく聞かれますね。まさしくこれから高齢化社会と申しましょうか、今まで車に乗っていらっやって、免許証を返還されてこられる方も増えてくるわけでありますので、その分、バスの依存度というものは高くなってくるわけでありまして、そこで停留所を増やしていくとか、もう1点は可能な区間でフリー乗降、これは副市長が住んでおられる久兼線のある一部の区間で実施されているわけですが、バス事業者とこういった事柄については、すぐ手を打てば何とかいけそうだなというものは早目に打っていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。

まず、市内の現在のバス路線の停留所につきましては、大体平均で300メートルから500メートル間隔ぐらいで設定をされておるとお思います。御指摘のように高齢者の方にとっては、今申し上げました500メートル歩くというのはなかなか大変でございまして、その辺はバス事業者と相談する中で停留所を増やすことができるかどうか、これも御相談しなければ、また道路の交通事情等もございましょうし、バス停のスペースという面もございましょうから、それはまた御要望がある地域については御相談を承りたいというふうに考えております。

それから、フリー乗降でございますが、今おっしゃいましたように、昨日、副市長の方から、今、久兼地区においては実施をされておるということでありますし、議員さん、向島地区の方から、御要望の中でもそういったお話があったかと思えます。向島地域の中でしたら、今の交通事情でしたら、私ども考えるには可能ではないかというふうに考えておりますので、鋭意地域の皆様方と協議をさせていただく中で、警察とも協議をして、バス事業者ともそういった方向に向けてお話をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 路線の要望に対して100%実現ができれば、それは大変喜ばしいことであり、これに越したことはないわけではありますが、しかしそれに伴う財源というのはどうしても比例してまいりますので、当然、そのことについては理解もしておりますけれども、しかしその要望に対して近づけていくという努力と申しましょうか、可能なものから手をつけていただきたいなというふうに思うわけであります。

昨日からのやりとりを聞いておりまして、気づいた点、これは要望になりますけれども、大事なことはニーズに合ったサービスに変更できないかをまずは検討していくということが前提だろうと思えます。

次に、路線の維持、活用が困難な場合においては、新たな交通手段の導入について、可能性について検討をすべきだと思います。そうした事柄について、きのうからもありましたけれども、議論されている地域公共交通会議の設置をして、そうした事柄について行政、市民、事業者がそれぞれの役割を担って、段階ごとに連携し合い、協力して取り組むことが最も大事なのではないかと強調して、この項については終わりたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 次は、通学区域制度及び学校選択制について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 通学区域制度及び学校選択制についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の昨年6月議会で申しました学校選択制の検討についてですが、首都圏のような大都市と比べ、本市の規模で完全自由化等の学校選択制の導入には小規模校の存続の問題等の大きなリスクが考えられますので、本市といたしましては、通学区域の弾力化を中心に検討してまいることといたしました。

この通学区域の弾力化の問題については、教育基本法・学校教育法等の改正に伴う関連法令の改正、少子化に伴う児童・生徒数の減少による学校規模の適正化の問題、各学校の

施設設備の拡大・縮小等の課題とも密接な関係があるため、関連法案改正等の国の動向を見据えながら慎重に準備を進めてまいりました。

現在、本格的な検討のための組織づくりと素案づくりをしており、今年度中には防府市通学区域弾力化検討協議会を立ち上げ、防府市学校教育の将来的展望をも含めた全体構想の中で慎重に協議していき、通学区域制度の部分改正を随時行いながら、平成22年度をめどに通学区域の弾力化に取り組むこととしております。

議員御質問の部活動等を理由とする中学校選択や2点目の御質問であります中学校への区域外からの入学希望者の受け入れ等についても、通学区域の弾力化にかかわるものとして、同協議会で検討してまいります。

3点目の本来、指定の学校に入学すべきところを、部活動等の理由で住所を移し入学している生徒数についての御質問ですが、各学校で把握できている数を集計してみますと、この11月末現在で市内全中学校で22件ございました。

最後に、4点目の小学校の通学区域についてですが、議員御指摘のとおり、児童数の減少は本市におきましても見られます。このようなことから協議会において向島小学校や富海小学校等の小規模校への通学区域の弾力化なども含め、学校規模の適正化について検討する必要があります。今後、地域の方々や有識者の御意見を伺いながら、一人ひとりの児童・生徒を大切に、豊かな人間性と学力や健康・体力をはぐくむ学校教育の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 通学区域制度の弾力化の導入ということで、検討協議会を立ち上げて22年度を目指していくということで、いわば選択制というよりその区域の中でどうなるかわかりませんが、形はいろいろあると思いますけれども、質問に対して近づいていただいたというふうに私は受け取らせていただいています。

これは質問したかったんですが、質問せずに要望を2点ほどしたいと思いますが、今、中学校において、本来指定された中学校に行かなければならない生徒が、部活動等の理由で11月末で22名、そうした目的で区域外の中学校へ入学しておられる。私は、スポーツを通じて目指すものがある、将来もっと強くなりたい、一流のプレーがしたい、そうした志というのはとても大事な、将来の人間性をつくる上で大事な精神だろうと思います。そうした実態はそのコーチというか、指導者を求めて行っておられるのが実態、これは先ほど壇上でも申しましたように、過去からずっとあったことなわけです。わざわざ住所を移してまで行かなければならない。

こういう時代ですので、やりたい部活動等の理由で住所を移すとかではなくて、その子

どもが正々堂々と、この理由で、区域外の中学校へも入学できるように努めていくのが、私は今の教育の立場の方々ではないか。実態はそうだと、それは許せると、それは正々堂々と入学できるようにしてあげるべきではないかなというふうに感じます。

それと4点目の小学校の通学区域についてであります。一例で向島小学校のことを申しましたけれども、これから少子高齢化ということで、小規模校がさらに小規模になっていくということで、こうした維持というものが大変難しくなってくるかと思えます。であるならば、その小規模校の特色を生かすというか、磨くというか、そういう考えに立っておられると思えますけれども、例えば向島小学校においては小学校3年生ごろから英語教育が受けられるとか、富海小学校においても、向島小学校同様で、さらに小規模校、児童数が少なくなってくるわけです。小・中一貫教育とか、そうした特色のある、これからいわば早いうちから計画を組んでいかないと、その場になってどうするかでは手遅れになるのではないかと思うわけであります。

以上で今の件については終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、市営住宅のハト対策について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から、1点目の亀塚市営住宅にすみついたハトの今後の対応策と2点目のえさを与えない意識啓発について、あわせてお答えいたします。

亀塚市営住宅のハトの被害につきましては、本年8月に入居者から報告がありまして、担当職員が個別に訪問し、状況をお聞きしながら、被害対策について継続的に対応しているところでございます。

対応につきましては、ハトがすみつかないようにベランダに必要以上の物を置かないようにすること、また常日ごろからベランダを清掃しておくことを対策の第一歩としてお願いしているところですが、本年は暑い日が続く、ハトにとっても繁殖時期が長期にわたったことから、多い時期には40羽を超えたとも聞いているところでございます。

また、10月には亀塚住宅入居者の集会に出席させていただき、皆さんの御意見をお聞きした上、でこれまでの市の対応を報告させていただきました。今後も引き続き状況を調査しながら対応するとともに、入居者に対する啓発活動にも力を入れることで御理解をいただいているところでございます。

その後の啓発活動として、亀塚住宅管理人と住宅課の連名でチラシの全戸配布の実施、また、東車塚自治会としてもこの問題を取り上げ、啓発活動をするとも承っており、地域を挙げて展開しているという報告をいただいているところでございます。

3点目の防鳥ネットの設置についてお答えいたします。高齢の入居者につきましては、

常にハトを追い払うことが困難ということもあり、防鳥ネットの設置は一つの方策として考えられ、既に他の団地では個人負担により防鳥ネットを設置しておられるところも各所にごございます。市の方針といたしましては、ベランダは個人の専用部分として居住スペースに加えられますので、入居者の方で御負担していただくことをお願いしているところでごございます。今後、防鳥ネットの設置方法等につきまして、入居者からの御相談がありましたら、個々にお話を聞き、対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ハトふんの被害対策は、個人での対応はもちろんでございますが、団地入居者の皆さんが一丸となって進めていかなければ、本当の意味での解決につながりません。今後も入居者の皆様が一人ひとり意識を持って対応していただくためにも、市といたしましては、啓発活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） それでは、市営住宅のハト対策についてであります。市長も御存じだと思いますが、この件につきましては、市職員の担当者の方々も何度も何度も現地に足を運んで、大変な努力をしておられることを御承知だろうとは思いますが、それだけこのたび例年になくハト騒ぎがあったということで、ハトの生息数、これはえさに比例すると言われております。えさをむやみに与えない、意識啓発、チラシ、また看板の設置、他市でこういったハト対策ということで努力していらっしゃる自治体もあるようでもありますので、意識啓発につきましてはさらに取り組みでもらいたいわけでもあります。

そこで、1点質問しますが、動物の愛護及び管理に関する法律というのがあります。この第7条に動物の所有者がいて動物が人の生命、身体に害を加え、または人に迷惑を及ぼす場合、所有者に責務が課せられております。飼い主のいる場合には、飼い主に責任管理を求めることができるという法律なわけです。しかし、市営住宅にすみついたこのハト、所有者がおらんわけでもあります。ですから、この法律では対応できないこととなるわけでもあります。そこで、飼い主のいない、非常に繁殖し、野生化したハト、これは害鳥、有害鳥獣と位置づけられるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ハトの捕獲について、どうにかならないかということで、いろいろ研究いたしました。その中で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、俗にいう鳥獣法でございますが、この中には鳥類28種のうちキジバトが入っておりますが、これはキジでございます。その項の中で、狩猟鳥獣と間違えやすい非狩猟鳥獣でドバトというのが出てくるわけですが、その辺でドバトは狩猟鳥獣の中に入っていないということでございます。



そこで、今後は有害鳥獣でどうにかならないかということで、防府市有害鳥獣捕獲実施要領をつくっておりますので、その中の第6の許可区分で1として市長が許可できる鳥獣の(1)銃器または網、(3)で箱わなの使用の項に、これはドバトというのが出てくるんですが、第8の許可の手続の中で3として許可の審査基準で(1)農林作物被害及び生活環境上の被害の場合ということで、この生活環境上の被害の場合ということに当てはまらないかということで、次に進んで、アとして被害の程度(面積・金額)が、周辺の区域に比べ顕著に多大であることということ、イとして、被害に対応して、依頼者が防御策を継続的に実施していること、ウとして、防御策をとっても被害を効果的に防止できないか、もしくは防御策をとるのが困難であること等々ありまして、現時点では難しいことがわかり、大変苦慮している状況で、現在に至っているわけです。

このようなことから、ハトの被害に対しては、あらゆる手法によりまして、防御策を施すことが何よりも最善と考え、今後も入居者とともにいろいろ御相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長(行重 延昭君) 23番、山下議員。

23番(山下 和明君) よく聞き取れなかったんですが、ドバトというのは有害鳥獣ではないんですか。捕獲できないんですか。それだけ簡単に言ってください。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 現時点では有害鳥獣として捕獲できません。というのが、先ほどの第8のイとして、依頼者が防御策を継続的に実施していることということもありますので、基本的には捕獲することはいろいろ自然環境の恵沢を享受できる生活の確保と地域社会の健全な発展を望むこと等もありますので、よろしくお願いします。

議長(行重 延昭君) 23番、山下議員。

23番(山下 和明君) 今、部長が言われた山口県の規則に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則というのがあります。有害鳥獣であれば、県知事の捕獲の許可があれば駆除ができるわけです。であればこの法律の適用、検討もできるわけですね。これを見ますと、鳥獣の捕獲等の許可の申請というところがあります。これは第2条の3に生活環境等の被害の防止の目的で箱わなを使用してミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラスまたはドバトの捕獲等をしようとする場合、要するに許可申請になっているわけですね。今、神社仏閣におけるハトはドバトではないんですね、いかがでしょう。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 産業振興部の方から有害鳥獣関係の事務を持っていますので、金子部長の補足も兼ねて御説明したいと思います。

今のドバトなんですけれども、伝書バトが野生化したものも含めてドバトという一くくりの言い方をしております。純粹にドバトという名前のハトもあるんですけれども、その辺は一緒の名前ということで整理をしております。ただ、野生と飼い主がわかっている伝書バトの区別はといいますと、足に輪っかがついているか、ついていないかということで、通常区別はしておりますけれども、そういったことでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） ドバトというのは、通常我々が言うのがドバト、よく見かける、あれがドバトでしょう。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 通常見かけるのも、もう1種類キジバトというのは、このすぐ裏の山にもよく見かけると思います。ちょっと褐色をしたハトがおるんですが、あれがキジバトでございまして、それ以外のハトはドバトという一くくりに呼んでおります。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） であるならば、この捕獲等の許可の申請の中にドバトとあるんですが、今、部長が言われると何か違うような、ドバトは含まれない。その第2条の4に生活環境等の被害の防止の目的でということで、銃器、網またはわなを使用すると、これは要するに動物、タヌキとかキツネとか、イノシシが出てきます。犬というのが野犬、野猫となっています。第3条にここにドバトの捕獲と書いてあるんですけれども、何かちょっとよく部長の言ってらっしゃることが理解できないんですが、どうでしょう。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 話が有害鳥獣の件に及んでいますので、私の方から引き続き答弁をさせていただきたいと思っております。今、ドバトの件なんですけど、さっき土木都市建設部長がお答えしましたように、これは有害鳥獣とは記されてはいないんです。それで、いわゆる狩猟が勝手にできない鳥の一つになっておるんですけれども、ただ、さっきも土木都市建設部長が言いましたように、許可を受けて、ドバトがいろいろな、生活圈も含めて、農作物も含めて悪いことをする、有害を及ぼしているということが顕著であれば、その捕獲については市長が許可を出すことができます。できますが、銃器を使う、わなを使う、網を使う、いろいろな捕獲の方法があるんですが、亀塚の周辺でももちろん銃を使うわけにはいきませんよね。それと、かすみ網とかいろいろな、御承知のように網を使った捕獲の方法もあるんですが、これとてもいろいろ制約があるわけでございまして、いずれにしても最終的には猟友会の方にお頼みするような形にはなろうかと思うんですけれども、

ああいったまちなかと、いわゆる農村部、周辺部とでは取り巻く環境が違いますので、一概に、簡単に、ではドバトを捕ってよろしいですよという許可をなかなか出すわけにはいかない要因もあるということもお含みおきをいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 23番、山下議員。

23番（山下 和明君） 私は、こういったわなを仕掛けて捕りなさいと言っているんじゃないんですよ。見解を聞いているんです。要するにこれだけの被害が群れをなして、人体に及ぶようなことまで、そういう声があるじゃないかと、これはどうするのかと。こういった法律でも適用されるということはどうお考えでしょうかというふうに問うたわけでありまして、これはいいです。

市営住宅のベランダには防鳥ネットを個々で設置しておられますが、色もさまざまで見目は確かにいいとは言えないんですけれども、今まで設置した方については、個々で用意をされて設置しておられるんでしょうけれども、防鳥ネットというのは、そんな高いものではないと思いますね。できれば市の方で準備されるといいと思いますね。

今後の対応で、増加したハトが亀塚の件ですけれども、減っていくような、抑制できるような成果が出るように、先ほど申しましたが、えさをやらないような意識啓発、ちょっと時間はかかるでしょうけれども、手をしっかり打っていただきたいなと思います。

手を打たないと、50羽が来年には100も200も300にも増えてですね 可能性だってあるんですよ。先ほど生態を申しましたように、2個の卵を7回、8回産むわけですから。そういう生態があるということもよく考えていただいて、今この時期に、打てるところに手をしっかり打っていただきたい、このように思います。要望で終わります。以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で23番、山下議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月21日午前10時から開催いたします。その間、常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 3時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月12日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 大 村 崇 治